

婦人、青少年者

昭和二十八年五月三十日第三種郵便物認可

昭和三十三年七月五日発行

(毎月一回五日発行)

第六卷 第七号

(通巻五十九号)



HITCYO.

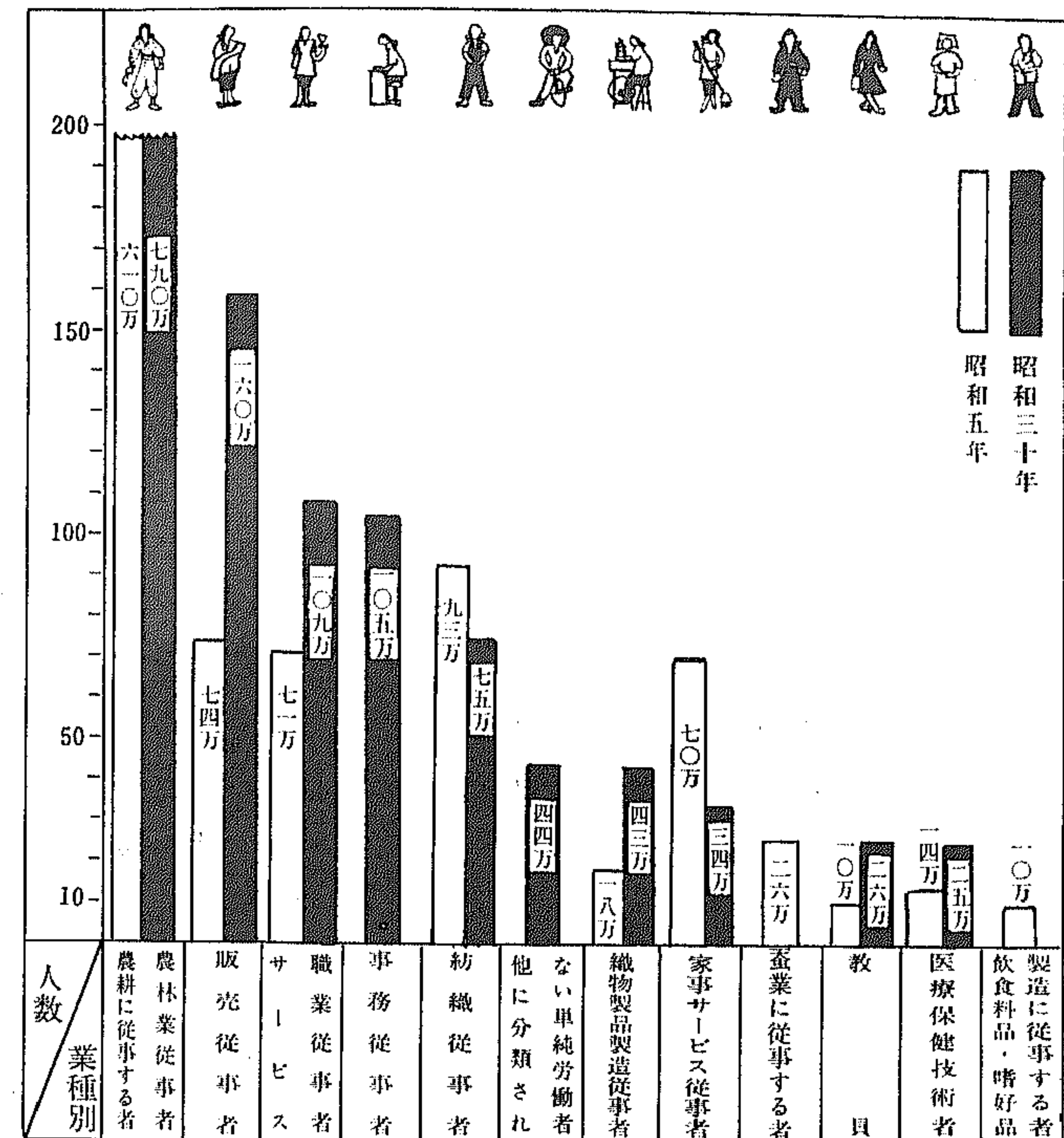
◇農村婦人の諸問題

7

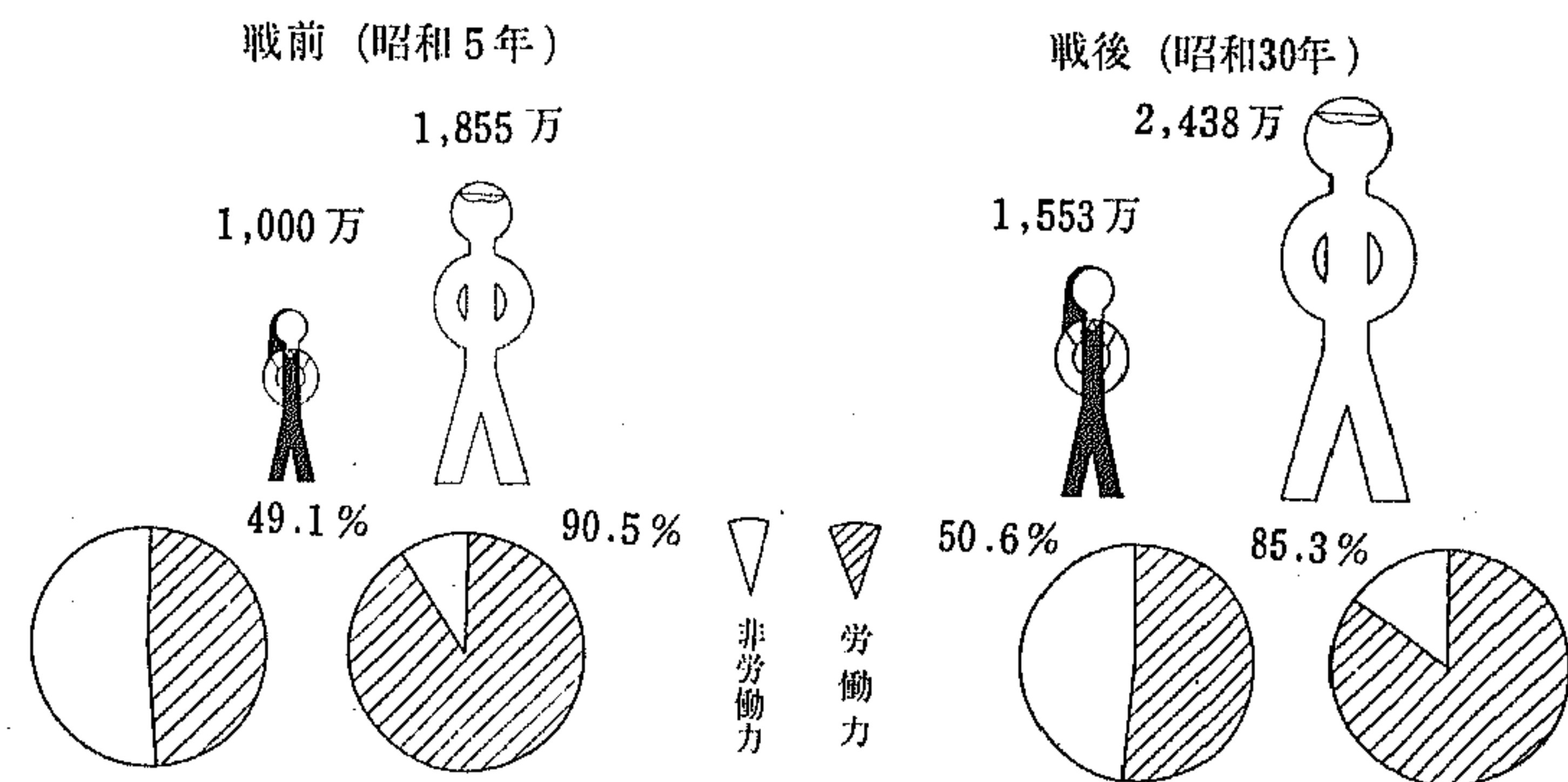
1958

婦人少年協会

婦人が多い職業



働く人の増加



インフォメーションシート《婦人と職業》より (労働省婦人少年局婦人労働資料 No. 63)

婦人と年少者 六巻七号 目次



農村婦人と結婚の問題	大谷省三	2
農業生産の発展と婦人の労働	大内力	4
農村女子の教育の推移について	竹内喜好	8
紡績産業に働く農村出身者の問題	船山登美	18
農村婦人のこえ	小倉きよ乃	14
鹿間俊子	15	
私の職業⑥	三白藤	18
「農業技術者」	浦木田和幸	17
長欠児の就労防止と保護	年少労働課	16
店員さんのための青年学級	年少労働課	20
商店に働く年少者をたずねて	宮崎米一	24

資料室

中小企業退職金共同積立制度の現況	表紙の8
化繊操短に伴う女子の離職状況について	表紙の8
労組婦人のページ	表紙の8
婦人界の動き (四、五、六月)	表紙の8
年少労働者の福祉増進実施要領	表紙の8
婦人の職業に関する連絡協議会開催要領	表紙の8
女子の就業数と完全失業者数・平均現金給与額	表紙の8
世界農村婦人協会アジア地域会議の成果	表紙の8
汎太平洋東南アジア婦人会議の開催	表紙の8
婦人少年局ニュース	表紙の8
表紙	表紙の8
甲斐 仁代	表紙の8
原・カト	表紙の8
富山 妙政	表紙の8
子義	表紙の8

農 村婦人と結婚の問題



大谷省三

東京女子大の学生たちが、数年前、岐阜県でおこなった農村調査の際に集めてきた小供たちの作文の中に、こんな生まれてくるときは、決して女には生まれたくないと書いたのがあった。母親の苦勞にみちた日常生活とくに激しい野良労働をみつめて、農家の主婦の生活が、どんなにきつめなものであるかを、おさない筆で綴った作文であった。母親は休みなく働きつづけているのに、父親は、しばしば畑の畔に腰をおろして、ゆうゆうと煙草をふかし、牛が疲

すぎると思ふといつて、早々と牛を引いて家へ帰って行くこうした父親の態度にたいして、この少女は、憤りをさえ感じているという印象をうけた。

もちろん、この少女は、こうした母親のみじめな地位が、なにもとづくものであるかについては理解していない。いわんや、どうすればこうした状態があらためられるかについては、全く考えていない。ただ、女であることの不幸を、ひしひしと感じているのである。

だが、考えてみると、この少女の未熟さを、とれだけの人がわらえるだろうかと思わずにはいられない。なるほど、農家の主婦の生活のみじめさは、第一に、農業の生産力の低さにもとづく過重労働と、第二に、依然として古い家族制度が生き残っているための「嫁の座の低さ」に原因があることは、今日では、誰でも知っていることである。けれども、大部分の人々は、こうした理解をもっているというだけで、これをあらためようとする積極的な意欲をもっていない。それだけではなく、どうにもならないものだといふ、あきらめの気持をもっているのが大部分であらう。

過重労働が、低い農業の生産力にもとづくものであるかぎり、それをあらためるには、農業にたいする資本の投下が必要であるが、わが国の農家の貧しさからいえば、それは、けっして容易なことではないと多くの農業評論家はいう。そして、農村でも、異口同音に、同じことが強調されている。たしかに、わが国の農家の

うち三割の農家しか、農業所得だけでは家計費がまかなって行けない現状——農家総数の六割五分が多かれ少かれ兼業収入にたよらねばならない現状からいえば、わが国の農家の経済は、けっしてゆたかとはいえない。農村から貧しさを追放する政治が切望されるのは当然である。

しかし、ここで見落してはならないことは、婦人の過重労働は、けっして貧しい農家の専売特許ではなく、むしろ上層の農家に多くみられるというところである。各種の調査は、経営規模の大きい上層の農家の主婦に、死産・流産や過勞による故障がかえって多いことをしめしているのである。これらの農家の消費生活の内容は、けっして低い水準にあるとはいえない。この点からいえば、金がないわけではない。しかも、婦人が過重労働にくるしまねばならないというのは、なぜであらうか。いうまでもなく、ここでもその原因は、嫁の座の低さと農業生産力の低さである。第一の原因は、しばしばおいで、第二の原因については、農業の生産力を高めるために使える資金があるのに、それを十分に農業生産力を高めるためには使わないで他の不生産的な用途に回してしまうところに問題があるのである。

私は、家庭内の消費生活の充実を非難するつもりはない。それどころか、十分に栄養のとれる食事にあらためるとか、台所を改善するとか、電気洗濯機を利用するとか、ばあいによつては電気冷蔵庫をそなえつけるとか、そういうた生活向上のために金を使うことは、けっして

非難に値することだとは思っていない。しかしだからといって、生活改善なるものが、そうした家庭の中だけに限られたものとして理解されているとすれば、異議をとなえないではおれない。農家の人々の生活から、野良仕事をおとしでかえりみないのは不当だといいたいのである。正しい意味での農家生活の改善は、何よりも、肉体を蝕むほどに酷烈な農業労働からの解放が先決の要件だといいたいのである。いわゆる生活改善なるものが家庭内の生活に限定して考えられているから、電気洗濯機や改良かまどによる家事労働の軽減が、かえって農業労働をいっそう過重にし、婦人の過勞をいっそう皮肉な結果をまねくことになるのである。だが、この点については、ここでは、これ以上深くはふれない。

もっと問題なのは、交際上の出費とか、冠婚葬祭のための出費である。これらの出費は、いうまでもなく、いわゆる生活改善のための出費とは比較にならぬほど不生産的である。このことは、最近では、農村でも、いちおう自覚されてきているようである。あの村この村で、こうした社会生活の改善のための動きがみられる。

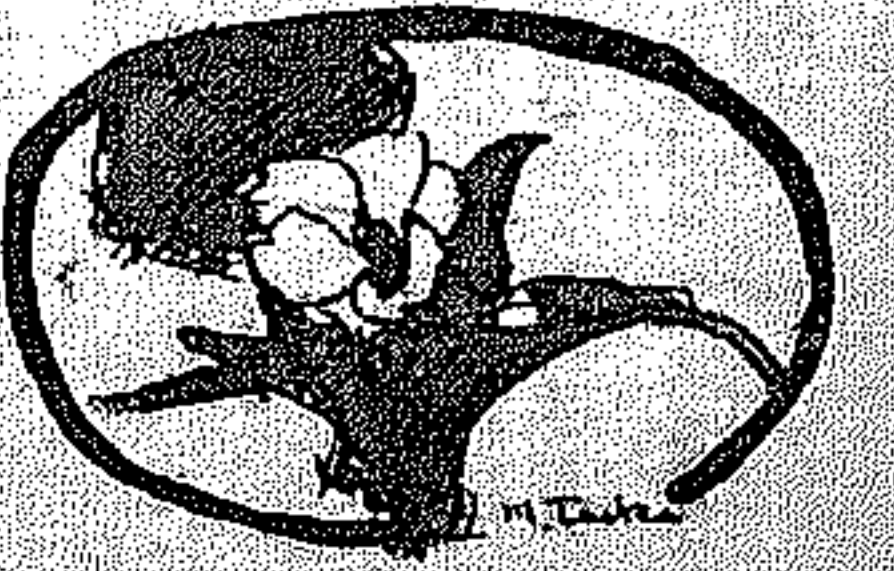
しかし、一般的には、改善の必要を認めながらも、手がつかないというのが実情である。ここには、とくに結婚の問題だけをとりあげて考えてみよう。地方により、また農家によって、かなりの差があることはもちろんであるが戦後、農家の結婚が一般に派手になってきていることは否定できない。私が、各地で聞いたと

ころでは、嫁入り支度に、まず二十万円程度はかかるというものが多かった。なかには五十万円とか七十万円というものもあったが、それは例外として、二三十万円というところが多いようである。もちろん、貧しい農家になると十万円前後ということになるが、それにしても、どの農家も、この支度のために、かなり無理をしていることだけはまちがいない。右から左に金の正面ができる農家は少なく、多かれ少かれ借金をしていようである。農林省の調査でも、数は少ないがこのために大切な農地を売って金を調達しているものがみられる。和ダンス・洋ダンス・ミシン・自転車・電気洗濯機など、そしてタンスに、いちおう、いっばい衣裳を入れてゆくということになれば、それだけの金がかかることになるだろう。地方によっては、嫁入り先ではもちろんのこと、嫁入前でも支度品をなべて村の人達に展示する習慣のところがあるが、そうでなくても、村内では、とれだけの支度をして嫁入ったかは、すぐにわかってしまう。そして、支度の大小について、口うるさい取り沙汰がおこなわれる。

こうした村の風習が、結婚の簡素化をまたげる重大な原因となっている。披露宴にしても同様である。村の人達は、結婚のための大きな出費が、不生産的なものであることを、いちおう頭脳の中でみとめながら、しかも、お互に競争しなければならぬというお互の立場を、お互に協力してつくり上げているかっこうである。農村では、「人の口がうるさいから」「世

間の眼がうるさいから」「世間体があるから」ということがいわれるが、これは相互に牽制しあいながら、結果において社会的な制約を形づくっていることになる。悪い習慣だと知りながら、悪い習慣を温存するための協力体勢をとっているのである。あるいは、辛辣な見方をすれば、悪い習慣だとは腹のそこら考えていないが、から、こういうことになるのかもしれないが、いずれにしても協同体勢を破ろうという果敢さが欠けているところに根本的な問題がある。

嫁入る娘さんにとっては、おそろく、支度が立派であるほど晴れがましいにちがいないし、また嬉しいことにちがいないだろう。けれども考えてみると、これが、ほんとうの「しあわせ」であらうかといいたくなる。こうした、過大な支度のために、農家は過大な出費を迫られ、農業経営を改善し、生産力を高めるための資金を失ってしまうことになるのである。そして、低い生産力にもとづく過重労働のシワは、嫁自身の上によせられることになるのである。つまり、せんじつめしてみると、過大な結婚費用は、めぐりめぐって、農家の主婦たちを、肉体を蝕むほどに過重労働から解放させないというはたらきをしているのである。農村婦人たちは、派手な結婚によって一時的な喜びを与えられるかわりに、将来にわたって、自分たちの生活と肉体を犠牲にすることを強制されているわけである。「先憂後楽」といふことばがあるが、これほど、農村の結婚改善を考えるばあいに、び



農業生産の発展と 婦人の労働

大内 力

婦人と年少者

一、日本の農業構造と婦人の労働
日本の農業の特徴として婦人の労働が多いということが言われております。それを数的に見ますと農業と製造業に従事している男女の比率は昭和三十一年において林業を除いた農業の女子は五二・三パーセント男子四七・七パーセントで、女子の方がかなり多くなっております(第一表)。これを製造業の男子六九・五％、女子三〇・五パーセントにくらべますと、農業との間にかなり明瞭な差があることがわかります。

第1表 農業及び製造業男女別就業者割合

	農 業		製 造 業	
	男	女	男	女
昭和5年	54.4%	45.6%	69.8%	30.2%
15	46.4	53.6	72.5	27.5
22	48.2	51.8	74.4	25.6
25	48.5	51.5	71.0	29.0
30	47.7	52.3	69.5	30.5

(注) 農業は林業を除く (国勢調査による)

第2表 専従・兼従別、男女別就業者数(千人)

		業主		家族		雇用者		計
		男	女	男	女	男	女	
専従者	男	4,500	2,490	273	7,264			(62.5)
	女	611	3,586	154	4,351			(37.5)
	計	5,111	6,076	427	11,615			(100.0)
兼従者	男	81	165	6	252			(6.3)
	女	438	3,266	51	3,755			(93.7)
	計	519	3,431	57	4,007			(100.0)
計	男	4,581	2,956	279	7,516			(48.0)
	女	1,049	6,852	205	8,106			(52.0)
	計	5,630	9,507	484	15,622			(100.0)

(昭和31年農業就業状況調査による)

第3表 専従・補助者別、広狭別、一戸平均男女就業者(人)

	専 従			補 助 者			計		
	男	女	計	男	女	計	男	女	計
5反以下	0.32	0.37	0.69	0.38	0.58	0.96	0.7	0.95	1.65
10反	0.92	0.77	1.69	0.39	0.59	0.98	1.31	1.36	2.67
15反	1.36	1.09	2.45	0.33	0.55	0.88	1.69	1.64	3.33
20反	1.56	1.22	2.78	0.31	0.60	0.91	1.87	1.82	3.69
20反以上	1.75	1.47	3.22	0.30	0.51	0.81	2.05	1.98	4.03
平均	1.00	0.85	1.85	0.36	0.57	0.93	1.36	1.42	2.78

(注) 北海道をのぞく (昭和29年農業経済調査)

九万で、女子の方が男子より一〇〇万以上多いという形になっております。今、女子は専従者が相当多いと申しましたが、女子農業就業者の半分以上は専従者で占められており、さらにその中で、家族として農業に従事している者がきわめて多いのであります。そして、業主を別にすれば家族労働の中に

が男子になっております。このように農業には、相当多数の婦人が働いておりますが、その婦人の大部分は、いわばパートタイムという形で、農繁期だけ家の農業を手伝うという者が多く、農業経営そのものに責任を持って専断的に働いている者は、比較的少ないのであります。しかし、絶対数では、女子の専従者は四三万、兼従者は三七万で、専従者の数は相当多いということになります。つぎに、専従者について、もう少し詳しく見ますと、業主には女子は少なく、大部分が男子と云うてもよいくらいです。しかし、それを家族の中の専従者という面から見ますと、女子三五八万に対し、男子二四

婦人と年少者

女子労働の占める地位は、非常に高いということがわかるのであります。つぎに、農業全体にわたって、経営規模という面から、男女の分布状態を見ますと、第三表のようになります。これは、北海道を除いて一戸平均の就業者数を出したものです。これを見ますと、男女の就業状態は、経営規模別によっても、かなり違った傾向が現われているということがわかります。それは、経営規模の零細なところほど、女子労働の占めるウェイトが大きくなっているという点でありまして、この表の計というところを見ますと、一町未満のところまでは、女子労働の方が男子労働より多く、一町五反の程度のところでは、多少、男子の方が多くなっています。言い換えれば、経営が大きくなるにつれて、男子労働のウェイトが相対的に大きくなるという傾向を示しているのであります。しかもこの傾向は、補助者だけでなく、専従者でも同じ傾向が見られるのであります。五反未満の農家では、専従者でも女子の方が大きな数を占めており、一町未満のところではよく男子が多くなるといって示しております。

第4表 経営規模別、専従別戸数の割合(%) (昭和30年)

(反)	専 従							計
	5以下	5~10	10~20	20~30	30~50	50~	計	
専 業	14.9	37.0	57.9	66.9	62.9	69.3	34.8	
第1種兼業	25.6	50.9	40.5	31.8	35.9	30.0	37.6	
第2種兼業	59.5	12.1	2.2	1.3	1.2	0.7	27.6	
計	85.1	63.0	42.7	33.1	37.1	30.7	65.2	

(注) 第1種兼業とは、農業を主とする兼業、第2種とは農業を従とする兼業のことである。

このように零細な農家では兼業に依存することが非常に大きく、その場合、外に稼ぎに出ていく男子に代って、女子が農業に従事するという傾向がとくに強くなるのであります。そういう意味で、零細な農家における女子労働の持つ意味は非常に重大なものであるといえます。二、経営規模の零細化と女子労働の重要性

第5表 経営広狭別農家数(千戸)

反	5以下	5~10	10~20	20~30	30~50	50~	計
昭和13年	1,859 (34.2)	1,615 (29.7)	1,466 (26.9)	309 (5.7)	117 (2.1)	75 (1.4)	5,441 (100.0)
22	2,451 (41.5)	1,834 (31.0)	1,290 (21.8)	210 (3.6)	74 (1.3)	49 (0.8)	5,907 (100.0)
25	2,522 (40.9)	1,973 (31.9)	1,340 (21.7)	208 (3.4)	77 (1.2)	48 (0.8)	6,166 (100.0)
30	2,319 (38.5)	1,974 (32.8)	1,387 (22.8)	213 (3.5)	84 (1.4)	55 (0.9)	6,032 (100.0)

(注) 土地を耕作しない農家を除く。

並みに減っております。さらに細かく見ますと、昭和二十五年までと、それ以後とでは多少違った傾向を示している、二十五年までは一方的に零細な農家がふえる傾向を示しておりますが、二十五年から三十年の間では、五反未満のところが増減、一町前後のところは多少ずつふえるという傾向に変わっております。

このように見てきますと、農業全体の中に占める婦人労働のウェイトは非常に大きく、なかでも、比較的零細な農家の中において、婦人労働が持つ意味が非常に大きいと言えるのであります。では、なぜ零細な経営に女子労働が多くなっているかと申しますと、零細な規模の農家では、大体において専業として成り立たないから、男子はおもに外に出て働き、あとに残った女子が農業に従事するということになるからであります。

第四表は経営規模別に専業兼業の戸数の比率をみたものです。兼業農家は全農家の六五・二パーセントを占め、全体として日本には、非常に兼業農家が多いという傾向に変わっております。戦前の昭和十三年には、五反未満の農家が三四パーセント(一八六万戸)ほどであったのが、昭和三十一年には三八・五パーセント(二三二万戸)というように非常に激増しております(第五表)。五反から一町のところでも二九・七パーセントから三二・八パーセントにふえています。一町以上の層では、ほとんど軒

こういう変化が出てきたのは、戦後、昭和二十五年までは外部の雇用が十分伸びなかったため、多数の人口が農村に押し込められ、それによって非常に零細な農家がふえたのであります。その後、特に朝鮮事変以来、だんだん工業の生産が伸びて、その方面の雇用がふえ、零細な農家から少しずつ整理されていったものと考えられます。それでもなお、戦前にくらべると、零細な農家の数が非常に多くなっているのでありまして、しかもそれは、日本の雇用の現状から見て、急激に戦前の経営規模より大きくなるというとは、当分望めないと申さねばなりません。なぜならば、昭和二十五年から三十年までの間では、工業生産が伸びたために零細農家が多少整理されましたが、今後の工

第8表 米作付面積別反収、生産費、生産力 (昭和30年)

反	～3	～5	～10	～15	～20	～30	30～	平均
反収 (A)	2.69	2.73	2.73	2.76	2.82	2.84	2.82	2.76
生産費 (B)	6,701	6,384	6,214	5,974	5,712	5,746	6,085	6,064
当労働量 (反当り)	232.9	221.3	204.7	189.0	174.0	166.4	152.6	191.8
うち女子労働量	111.4	104.4	93.4	87.4	79.3	77.8	71.6	88.8
労働生産力 (A/B)	1.15	1.23	1.33	1.46	1.62	1.70	1.85	1.44

(米生産調査による)

という傾向が明瞭に示されています。以上の傾向から、結論として、日本の農業全体の生産量をふやすための一番大きい問題は、三反とか五反とかの零細層の反収を高めるといふことではないかと思ひます。この零細層の反収の高さを、少くとも、一町五反なり、二町あたりの反収の高さにまで引き上げることができれば、全体の生産量は相当大きく上がるということが考えられるのであります。

ではその中で女子労働がどのくらいウェイトを占めているかを見ますと、やはり零細のところが大きくなっています。労働生産性(反当り収量を投下労働量で割ったもの)もまた、三反未満の層は一升一合五勺、三町以上では一升八合五勺で、経営規模が大きくなるほど生産性が高くなる

傾向が強いといふことは、反収と投下労働量では、明らかに零細農家は大きく(二三時間)経営規模が大きくなるにつれて減っています(五三時間)。三反以下の層と最上層とでは、その間に三分の二ぐらいに減るという傾向を示しています。

海道の影響が強いといふことはないかと思ひます。次に、反当り投下労働量では、明らかに零細農家は大きく(二三時間)経営規模が大きくなるにつれて減っています(五三時間)。三反以下の層と最上層とでは、その間に三分の二ぐらいに減るという傾向を示しています。

もう一つの大きな問題は、米価についてであります。現在のように零細農家の生産性が低いと、しぜんに、米価が高くならざるを得ませんので、これを引き上げることであれば、少くとも石当り千円近く、米価を下げることが可能になると考えられます。以上のことを総合すると、日本の農業には零細農家が非常に多く、当分はこれを打破できないような条件にあること、しかも零細農家はいずれにしても農業だけでは生活できないので、その結果として女子労働の占める割合が非常に大きくなること、そのような零細な農家は現状として非常に生産性が低く、そのことが食糧増産のネックになっていること、そして、それが米価にも大きく影響していること、したがって日本農業の現下の大きな問題は、この辺に残されているのではないかと、ということになるのであります。

三、生産性向上と女子労働に望むこと
そこで、日本の農業を歩進させるためにはどうしたらよいか。日本の農業の技術水準を高め、生産性を高めて、食糧の需給力を高め、なるべく安い価で米を供給するということ、を、「農業の進歩」の目標に置くことにしたいと思います。それを解決するための大きな手段として、零細な兼業農家の生産性を高めるといふ問題を取り上げなければなりません。その場合とくに、女子就業者の生産性を高めることが、日本の農業にとって、かなり重要な意味を持つていふのであります。

かなり重要な意味を持つていふのであります。女子の生産性が低いといふことは、単に男子にくらべて女子の腕力が小さく、貧弱であることによるだけではない、技術的手段——たとえば、家畜の飼育や、農器具についての——において、女子の場合、劣っていることが、大きく作用しているものであります。

私どもが女子の農業労働を注目するとき、二つの問題があるように思われるのであります。その一つは、少くとも現状においては、農業についての知識や技術を、合理的に自分の経営に適用する能力において、男子と女子の間に相当大きな差があるといふこととあります。このことは、従来の女子教育にも問題はあると思ひますが、農業が女子労働に多く依存しているわに、補助労働的な性格が強く、農業労働者としての熟練度において、相当劣っているといふことによるものと思ひます。

第二の点は、零細農家が生産性を高めるためには、何軒かの農家が共同で、能率の高い農具や家畜を入ねなければならぬのですが、その場合、大きな障害になっているのが、婦人に社会性や共同性、連帯意識がないために、うまくいかないといふこととあります。私はかつて、山形県の村で、自動耕転機の共同利用をして農家を調査しましたが、二、三年で妻君同士のけんかから、しかも、きわめて些細なことから共同が崩れてしまふといふことでした。男の場合は、いやでも応でも社会生活をやらざるを得ないという立場から、社会生活に適応した訓練が一応できています。が、婦人は家の中に閉じこめられてきた関係上、そのような社会的訓練に欠けているといふことは、一般的な現象として云えるのではないかと思われます。

以上の二つの問題は、日本の農業の経営方式として問題になる点で、これを解くのは、教育や意識の問題などいろいろありましようが、農業生産における婦人に何を望むかと質問されるなら、私はむしろ、婦人の技術の向上と社会的な共同性、連帯意識の養成といふことに問題を見出すとお答えしたいのであります。

(附記) 本稿は昨年九月、婦人少年局が産経会館で行った「婦人問題専門家会議」で大内力氏が行った報告の速記録を整理したものです。——編集部

第6表 経営農用地広狭別農家の経営耕地(千町) (昭和25年)

反	～5	～10	～20	～30	～50	50～	計
総数	546	1,266	1,853	587	327	513	5,093
水田	301	806	1,165	370	174	62	2,878

五反未満の零細農家が約一割を、五反から一町の間に約四分の一(二五%)の耕地を耕作しているという形になっています。第五表の農家戸数とくらべると、戸数が多いわりに、第六表の耕地面積は小さいということになります。日本の場合には、零細農家のウェイトが非常に大きい。また、経営耕地の点から云っても、零細農家が耕作している総面積は相当大きいのでありまして、一町未満の農家で、総面積の三五パーセントを超える耕地を耕しているという形になっています。さらに、これを水田だけにしてみると、二八八万町

歩ほどの水田の中で、五反未満が一割強、一町までのところが少し比重が高くなって二八八パーセントを耕作しています。なぜ水田の方が零細なところに高く集中しているかと申しますと、これは北海道の条件が大きい作用しているためであります。北海道の農家は、水田面積は小さいが、水田以外の耕地を含めた経営面積は大きいので、総数においては五町以上の規模のところには北海道の農家が比較的多く含まれていることになっています。

次に、どのような規模の農家が、米をどれだけ作っているかというところを、昭和三十年について見ますと(第七表)、水・陸合合わせた作付面積で、米作総戸数五四〇万戸を二〇〇パーセントとして、そのうち三反未満が三六パーセント、五反未満が二四パーセントを占めております。米作の三反未満というものは、その他の耕地を含めた全体の耕地では、ほぼ倍の五〇六反と考へればよいのであります。

第7表 米作規模別戸数、作付面積、供出量(千戸、千町、千石)

反	～3	～5	～10	～15	～20	20～	計
戸数	1,927	1,285	1,535	435	138	88	5,408
供出戸数	339	814	1,423	432	138	88	3,234
作付面積	319	499	1,063	977	(20.4)		2,858
供出量	574	2,510	11,026	8,101	4,436	4,796	31,444

(注) 水・陸合合計 (昭和30年食糧調査による)

つぎに、供出戸数を昭和三十年の数字によつてみますと、この年は豊作の年でしたから、わに供出戸数はふえていて、供出総戸数

は三三三万戸になっています。その中で、零細農家は、米作戸数は多いが、供出戸数は比較的少なくなっています。しかし、それでも五反未満の米作農家によつて、供出戸数の三五パーセントあまりが占められているのであります。

つぎに米の作付面積の比率であります。これもやはり、零細なところが案外大きくなつていて、三〇パーセント近くの作付面積が五反未満の農家によつて占められています。供出量についても、三、一四四万石の総供出量の中で、五反未満の農家が約二〇パーセントの供出を受け持っていることになっています。このように見てきますと、日本の農業においては、単に農家戸数として零細農家の数が多いというだけでは、農業生産という点から言つても、零細農家を決して無視することはできないといふのであります。米作五反未満の農家が総供出量の二割程度を受け持っているといふことは、日本の農業全体の生産の上に相当大きな影響力を持っていると見なければならぬと思ふのであります。

そこで、このような零細農家の生産性あるいは農業技術の水準はどうであるか。昭和三十年について見ますと、北海道の影響が強く現われている三町以上の層を除けば、経営規模が大きくなるにつれて、反当り収量は高くなるという傾向を示しています。常識的には、零細農家の方が反当り収量が低いと言われるのでありますが、少くとも最近の傾向は、むしろ逆で、やはり上層の農家ほど高い技術を持っているので、反収が高くなつていきます(第八表)。

一石当りの生産費を見ますと、三反未満が一番高く、経営規模が大きくなるにつれて生産費が少なくなるといふ傾向を示しています。この場合も三町以上の層は例外で、生産費が高くなつていますが、これも北

海道の影響が強いといふことは、反収と投下労働量では、明らかに零細農家は大きく(二三時間)経営規模が大きくなるにつれて減っています(五三時間)。三反以下の層と最上層とでは、その間に三分の二ぐらいに減るという傾向を示しています。

第2表 農業課程を置く高等学校数および女子生徒数

年次別	本校	分校	計	女子生徒数	同指数
昭和32年度	625	485	1,110	32,911	139
" 31 "	632	509	1,141	30,722	129
" 30 "	677	540	1,217	28,740	121
" 29 "	936	568	1,504	28,424	120
" 28 "	922	591	1,513	23,840	100
" 27 "	907	624	1,040	23,749	100

(注) 指数は昭和27年度を100とした。

第3表 農業課程の女子の入学状況

年次別	入学志願者	入学者	同指数	入学志願者	入学者
昭和32年度	15,035	11,951	127	110	110
" 31 "	13,789	11,204	117	103	103
" 30 "	12,305	10,393	104	96	96
" 29 "	12,430	9,930	105	91	91
" 28 "	12,909	10,433	109	96	96
" 27 "	11,810	10,868	100	100	100

(注) 指数は昭和27年度を100とした。

農業課程の女子の卒業生は昭和三十一年度が最も多く、約七千人で、昭和三十三年度は約六千六百人と減少している。これを昭和二十七年と比較すると、昭和三十一年度は約二・八倍、同三十二年は約二・六倍となっており、今後とも漸次のびゆくものと思われる。そのうち、上級学校に進学する者は大学・短期大学および高等学校の専攻科へ進学したものは、昭和三十一年度が最も多く一九六人で、その後は漸次減少し、昭和三十三年度は二四六人となってきた。これは一面、農村の不況の影響と思われる。そして、この傾向は当分続くのではないだろうか。

進学者の漸次減少するのに対し、就職者は年々増加し、昭和三十三年度は四、

第4表 農業課程の女子卒業生の卒業後の状況

年次別	卒業生数		A 進学者		B 就職者		C 就職して進学した者		無業者		不詳その他	
	実数	指数	実数	指数	実数	指数	実数	指数	実数	指数	実数	指数
昭和32年度	6,603	263	146	155	4,656	258	14	1,400	1,547	295	240	289
" 31 "	6,997	279	159	169	4,458	247	2	200	2,008	382	370	446
" 30 "	6,032	241	196	209	3,779	209	6	600	1,907	363	144	173
" 29 "	5,187	207	176	187	3,086	171	4	400	1,809	345	112	135
" 28 "	3,717	148	181	193	2,007	111	7	700	1,378	262	144	173
" 27 "	2,508	100	94	100	1,805	100	1	100	525	100	83	100

(注) 1. 進学者はA+C 就職者はB+C 2. 指数は昭和27年度を100とした。

六五六人となり、これを昭和二十七年と比較すると、約二・六倍に達する。この反面、無業者も増加し、昭和三十三年度は約三・四倍の七人となってきた。(第四表)



農村女子の教育の推移について

— 学校卒業生からみた戦後の動き —

竹内善好

一 はしがき

終戦後十二年を経過し、日本もようやく政治・経済・文化等の面において、戦前以上の向上をみるようになった。特に教育の面においては六・三・三・四制実施以来女子も教育程度に男子と同一水準にたつことができた。男子と同一水準に学ぶことができるようになったことは戦後の大きな変革といわねばならない。しかし都市における女子の教育についてはあまり問題がないとしても、農村における女子の教育については多くの困難な問題があるのではないだろうか。

農村の女子は農村経営に必要な教育を受けて学校卒業後も農村に止まるのが最も望ましいことではあるが、実状は必ずしもそうではないようである。いま昭和三十三年度の高等学校について、課程別に女子の在学をみると、普通課程が最も多く、全体の六五%を占めており、

第1表 高等学校の課程別、女子生徒および卒業生数(昭和23年度)

区分	総数	普通	家庭	商業	農業	工業	その他
生徒数	1,263,730	824,828	237,913	163,046	32,911	1,931	3,101
同比率	100%	65	19	13	3	0	0
卒業生数	315,690	214,857	58,229	34,805	6,603	462	734
同比率	100%	68	19	11	2	0	0

次いで家庭課程の一九%、商業課程の三%、農業課程の三%の順となっており(第一表)。

また、卒業生についても同様の順位でそれぞれ六八%、一九%、一一%、二%となっており。このうち農業課程については、その大部分の者が農村の子女と考えられるが、普通課程、家庭課程、商業課程の各課程にも相当数の農村の子女が在学しているものと考えられる。そしてこれらのうちの多

くの者は学校を卒業後、農村を離れて都市へ就職してゆくのではないだろうか。

今日の農村には数多くの問題が残されている。教育・生活・思想等あらゆる面において研究を必要とする問題があるようである。特に社会的問題としては封建的な遺風が数多く残っていることである。母や姉が毎日直面している現実の問題をみているだけに、その子女が都市へ憧れ、農村を離れて行くことは、どうしても避けがたい事実であろう。

さて、それでは、農村女子の教育状況はどうなっているであろうか。これについては今までに都市・農村別に調査した資料が無いので、ここでは主として高等学校農業課程の女子について、昭和二十七年以後の調査資料に基づいて考察してみることとする(指定統計第十三号学校基本調査は昭和二十三年より実施しているが昭和二十六年までの資料は一部について、調査または集計の方法が違っているため比較できないので使用しないこととした)。

第7表 農業課程の女子卒業者の産業別就職者数

年 次 別	総 数		農・林業者		製造修理及びその他の生産従事者		事務従事者		売買従事者		サービス職業従事者		その他の職業	
	実 数	%	実 数	%	実 数	%	実 数	%	実 数	%	実 数	%	実 数	%
昭和 32 年度	4,670	100	1,998	43	354	8	826	18	752	16	479	10	261	5
〃 31 〃	4,460	100	2,283	51	266	6	750	17	537	12	374	9	250	5
〃 30 〃	3,785	100	2,110	56	187	5	566	15	375	10	321	8	226	6
〃 29 〃	3,090	100	1,452	47	179	6	724	23	389	11	118	4	278	9
〃 28 〃	2,014	100	871	43	107	5	520	26	146	7	130	7	240	12
〃 27 〃	1,806	100	1,198	66	94	4	266	15	85	5	44	2	149	8

と漸次農・林業への就職は下降の線をたどり卸売及び小売業、製造業は上昇の線をたどるものと推られる。

七 農業課程の女子卒業者の職業別就職者数

この就職者を職業別にみると、やはり農・林業者がその半数前後を占めて昭和二十七年度は六六％、昭和三十年度は五六％、同三十二年度四三％となっているが、これも産業別と同様ここ二、三年減少に向いつつある。これに反し買従事者・事務従事者・サービス職業従事者は僅かではあるが増加に向いつつあり、この傾向は今後も持続するものと思われる。

八 むすび

簡単ではあるが、以上の結果から総合するとと

農村女子の教育は高等学校程度においては今後とも上昇の線をたどり、大学および短期大学等の上級学校への進学は当分下降の線をたどるものと思われる。しかし、これは決して教育に対する関心が低くなつたものではなく、全く農村不況の影響と思われる。また、就職については今後とも農・林業への就職が減少し、卸売及び小売業・製造業への就職は増加するものと思われる。いずれにしても農村女子の教育問題ならびに就職問題については多くの解明されねばならぬ問題が残されているものと考えられる。

(文部省調査局・文部事務官)

(文部省調査局・文部事務官)

○世界農村婦人協会アジア地域会議について

世界農村婦人協会では次の通りアジア地域会議を開きます。

月 日 一九五八年七月十六日(二十日)
場 所 インド・カルカッタ
責任団体 インド・サロジナリニ協会(世界農村婦人協会加盟団体)

讀題

1. 農村児童の福祉
2. 経済的水準向上のために婦人団体の持つ役割

參加者

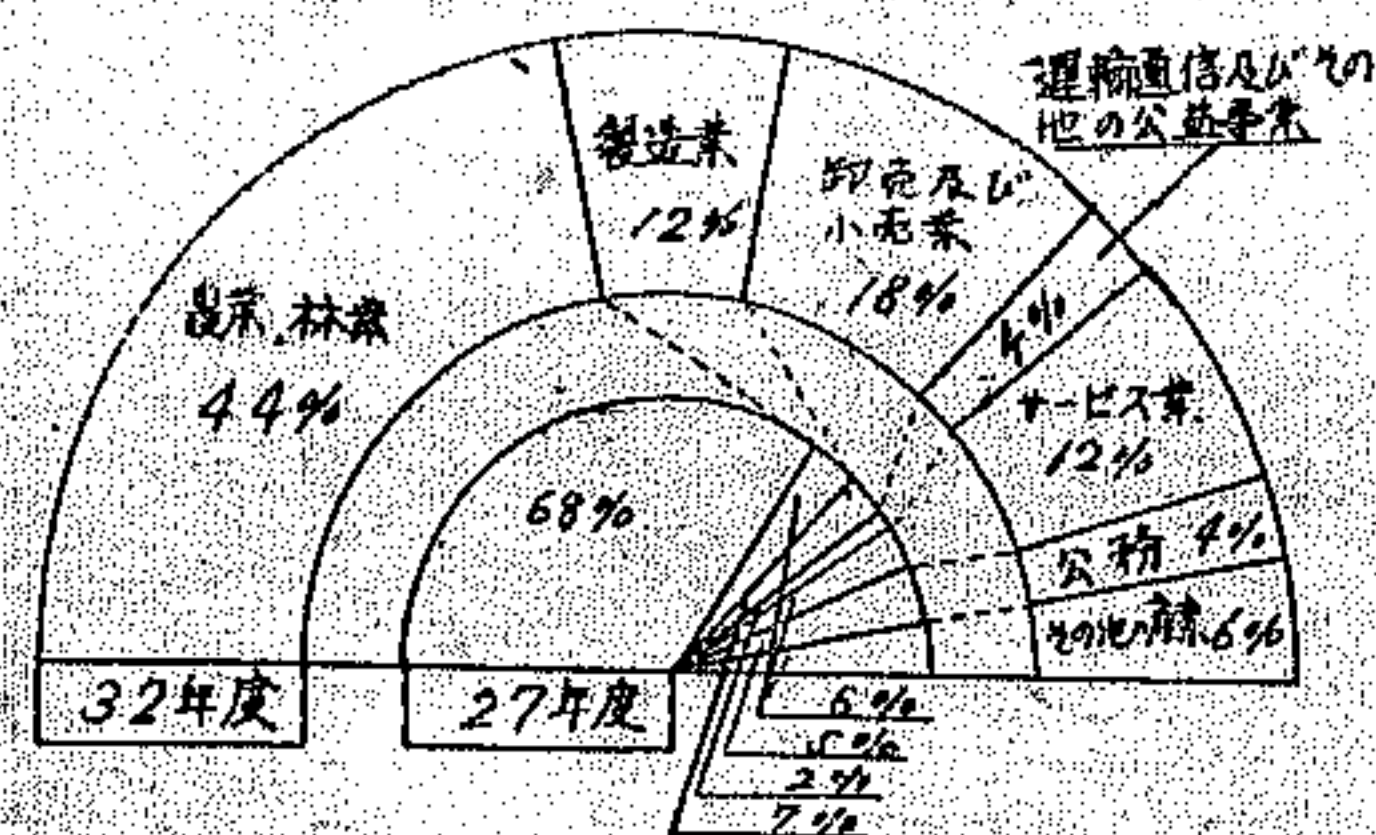
1 アジア地域各国の加盟団体代表者

2 農村婦人の生活又は婦人の福祉
 一般について関心ある団体からのオ
 プザーパー
 会議後引きつづき七月二十一日から二

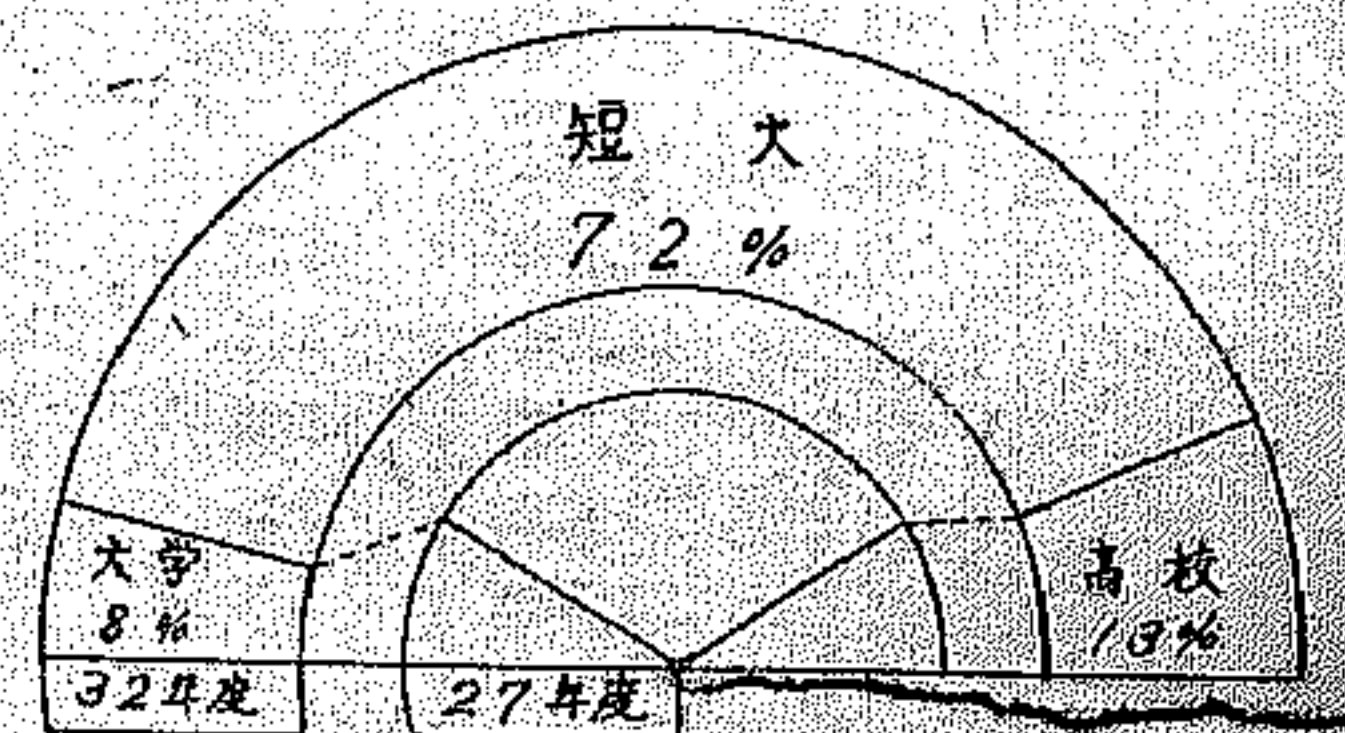
第5表 農業課程の女子卒業者の進学者数

年次別	總數	大學	短大	高專 校 攻 科	同 比 率			
					總數	大學	短大	高專 校 攻 科
昭和32年度	160	13	126	21	100%	8	79	13
“ 31 “	161	23	133	5	100	14	83	3
“ 30 “	202	30	143	29	100	15	71	14
“ 29 “	180	24	127	29	100	13	71	16
“ 28 “	188	14	174	—	100	7	93	—
“ 27 “	95	17	61	17	100	18	64	18

第2図 農業課程女子卒業者の産業別就職者比率
(昭和27, 32年度比較)



第1図 農業課程の女子卒業生数比率
(昭和27年度、32年度比較)



第6表 農業課程の女子卒業者の産業別就職者数

年次別	総数		農業、林業		製造業		卸売及び小売業		運輸通信及びその他の公益事業		サービス業		公務		その他の産業	
	実数	比率	実数	比率	実数	比率	実数	比率	実数	比率	実数	比率	実数	比率	実数	比率
昭和 32 年度	4,670	100	2,039	44	554	12	854	18	168	4	544	12	214	4	297	6
“ 31 “	4,460	100	2,304	52	387	9	686	15	134	3	387	9	209	4	353	8
“ 30 “	3,785	100	2,120	56	293	8	424	11	106	3	424	11	210	6	208	5
“ 29 “	3,090	100	1,648	53	338	11	360	12	114	4	307	10	207	6	116	4
“ 28 “	2,014	100	1,023	51	240	12	161	8	68	3	192	10	193	10	137	6
“ 27 “	1,806	100	1,231	68	114	6	90	5	40	2	107	6	121	7	103	6

の他に三十二年度の八%で、他の年度は一三%から一八%の割合となっている。短期大学への進学之最も低い年度は昭和二十七年年度の六四%で、昭和三十三年度は七九%となっている。高等学校専攻科への進学は昭和三十一年度が僅かに三%で、三十二年度は一三%となっている。(第五表)

六 農業課程の女子卒業者の産業別就職者

就職者について就職先の産業別をみると約半数以上は農・林業に就職している。昭和二十七年度は就職者総数が僅かに一、八〇六人であるが、その六八％が農・林業に就職し、他の産業はいずれも一〇％以下で最も低いのは運輸通信及びその他の公益事業の二％となっている。これが昭和三十年代になると就職者総数も約二倍の三、七八五人となり、その五六％が農・林業に就職し、次いで卸売及び小売業・サービス業のいずれも一二％で、最も低いのは運輸通信及びその他の公益事業の三％となっている。また昭和三十二年度は就職者総数も二十七年度の約三倍の四、六七〇人となり、その四四％が農・林業に就職し、次いで卸売及び小売業の一八％、製造業・サービス業いずれも一二％となり、最も低いのは運輸通信及びその他の公益事業・公務のいずれも四％となっている。これによってみる



紡績産業に働く 農村出身者の問題

美 登 山 船

現在、紡績産業に働く労働者は男女を問わず一〇九万一千余名といわれ、そのうち組織労働者は四〇万一千余名でありますから、未組織労働者が六三・四パーセントもいることになりました。

全労働者の男女の比率は女子労働者が約七三パーセントを占めております。

一九五八年一月現在、全職同盟経済研究所調査によりますと、全職同盟傘下の男女寄宿居住

者は六三・六パーセントで、残りが通勤者となつて、寄宿居住者は年々下降状態にあります。女子労働者の約三〇パーセントは既婚者であり、社会状況の推移と共に紡績産業においても婦人労働問題は新しい分野に立っているものといえます。

地域別にしてみますと、南は鹿児島・宮崎から、北は新潟・山形・秋田に及ぶ経済文化の低い農村地帯の出稼ぎ労働者、わけても年少女子労働者によって主として労働構成がなされていることは戦前とさして変わりありません。

女子の平均年齢は二一・八歳で勤続年数は四・六年と戦前にくらべていずれも高くなり、平均賃金は八、一八五円という数字を示しています。

農村から出てくる戦後の新しい教育を受けた年少労働者は、近代産業化された紡績工場へ何を考え、何を求めているのでしょうか。

これら出稼ぎ短期労働者は「腰掛労働」とよくいわれますが、昔のように労働の意志があるなしにかかわらず、家計補助のため、前借制度を認めた雇用契約が、募集人制度のもとで取引された時代とはちがひ、労働者というには大げさすぎるかもしれません、それなりに本人の意志が雇用契約の決定条件となっている今日では、「腰掛労働」と彼女等をきめつけてしまふには、産業の性質からも年齢構成からも、多少の問題があると思われれます。

「寝せて食わしていくら」という前近代的な給与体系を残している現状ではありますが、労働

者の年齢や作業の実態やその他の諸条件と関連して、就職目的は母親がそれとなく考えている物心両面の結婚準備であり、従って勤続目標も四、五年を中心として結婚までということに大半はなりそうであります。

結婚という人生の転換期を一応の限度として大多数の人は農村へ帰って行き、きわめて少数の人が結婚しても職場に残り、それと結婚のチャンスを見送った長勤続者によって労働が構成されており、その割合は戦前と大分ちがって勤続年数の高まりを見せております。

考えられることは、このような状態の中で常に労働構成の新陳代謝が自然の形で行われてゆき、労働組合の教育もザルに水を流すような結果になりがちだということであります。また、寄宿舎制度や、賃金体系のしくみ等からくる生活水準の低さは、生活がたえず受動的であり、階級意識や組合意識が阻止されがちになることも事実であります。

しかし、共同生活を経験した団体行動の体験を農村出身の労働者が結婚後、農村の生活にどのように反映させ、新しい家庭づくりや村づくりに影響をあたえるか、ということが民主主義社会建設への希望でもあり、今後の課題でもあると思ひます。

労基法九四条は寄宿居住者の基本的人権尊重のために、私生活の自由を保障し、自治会役員の選任の自由を確保したことは、戦前にくらべて、大きな変化です。国家が法律で保護をしなくてはならなかったということは、そのこと自

身この産業における寄宿舎制度の過去の歴史を物語っているものでもあります。

寄宿舎は戦前にくらべて、大きな変革を経ましたが、まだまだ生活全般を通じての労務管理によって、階級的意識を阻止して、生活水準を引き下げ、低賃金を強行するための政策が残され、労基法下の近代産業化された今日といえども、家内工業的発足当時の封建的家族主義精神による労務管理の夢は断ち切りがたいものを残しております。

農村出身の年少労働者が多いことを理由に、会社は雇用者としての責任があるとして、寄宿居住者に舎監・世話係・学校教師を通じて身の上相談という名のもとに生活の支配干渉が行われがちで、労使の関係は極めてデリケートであります。農村生活があまりにも封建的であり、生活水準が低いために、寄宿舎制度に対しても何等の矛盾も感ぜず、生活の向上性が乏しく、自律精神の高まりがおのずから低い上に、会社の洗練された行きすぎるほどの人間管理によって、かえって依存心が養われがちであるという傾向も多分に見られますが、これに抵抗する力も次第に強くなりつつあります。

紡績産業に働く農村出身者の自律精神の弱さは、家族の一員からはなれて経済的独立をえた自田のよろこびを持ちながら、団体生活のメンバーとして、集団生活における教養の程度にもよるでしょうが、生活環境がもたらす寄宿舎制度そのものの支配力は大きいと考えられます。生活形態が均一化された寄宿舎生活は、全く

受動的な生活態度をつくり出し、生活水準向上の意志は阻止され、資本の利潤追求を側面から支え、推進する機能と役割がしくまれていくことに注目しなくてはなりません。

農村出身の女子労働者が、労働の代償として与えられる寄宿舎生活の場であつてつけられる資本の力の影響を打破するものは、寄宿舎自治会の積極的な活動と主体性の確立であり、労働組合の役割も重大な使命を持っています。

寄宿舎が生産施設の一環であり、労働の代償として給付される賃金の一部であるところに、非民主的な基本問題がひそんでいることを、農村出身の年少労働者は、家族をふくめて、理解をするための勉強が不足しているところにも問題があります。

寄宿舎の生活費が一月いくらかかるのか計算できないところに、労働賃金としての換算の積極性も出てこないわけで、寄宿舎を賃金と引きはなして、会社の恩恵的なサービス施設として過去数十年印象づけてきたことは資本の力の成功でもありますし、また紡績労働者にとっては宿命的な悲劇でもあります。

近年紡績労働者が封建的な寄宿舎制度のもつ役割や賃金体系に疑問をもち、抵抗を試みるようになり、せめて食事だけでも全額自己負担にしたいと、ギブ・アンド・テイクの気がまがえが強くなりつつあることは、労基法の果たす役割や労働組合の民主化運動によることと思ひますが、社会状況にもなる農村経済や文化の向上でもあり、労働者の自覚と意欲の前進でもあ

ると考えます。

昨年末からの経済不況にともない、紡績産業も操短計画を実施し、一時帰省や、休日増加等による労働者の犠牲は大きく、いつの時代にも操短と企業合理化をくりかえしながら女子労働者の犠牲の上に紡績資本の蓄積がなされ、基幹産業としての今日の発展をなしたものであります。

操短に便乗する企業合理化で希望退職、長期勤続者の退職勧告という巧妙な手段に対する抵抗は極めて弱い形となって表われてきています。これは労務政策の巧妙さもあることながら、謙虚な日本女性のよるめきと云うか、結婚という人生の転換期へのあせりを持つ人間の弱さを、すなおにさらけ出したものであると考えられます。将来の生活設計の不安定さは作業の単純さからくる企業の性格とも関連して、労働組合運動の指導理念とはちがう形で、会社の出す条件につられてゆくという傾向にもなりがらあります。低年齢で構成する紡績産業の長期勤続運動にも結婚適齢期と農村出身の出稼ぎ労働者であるところに、自ら限度が出てくることをこのたびの操短によっても一考させられるものがあります。

一時帰省をした農村出身の労働者が、農村の労働力として受け入れられる余地があるかというところになると、ここもまた、住みづらいつくことになり、アルバイト的な家事手伝いや、商店や旅館等に一時的にも収入を求めて流れざるを得ない農村経済の実態から、希望を失った青年

の自殺や、社会秩序を乱す状態がおこらないといえない社会状況から、操短という現象が、長期にわたることは社会問題であると考えられます。早期解決への、政治的配慮も積極的に行なうべきではないかとあります。

戦前・戦後と民主主義の過渡期における自由の認識は、農村生活の封建性の反動として、責任と義務を忘れた、権利の主張に集中されがちな、年少労働者の行動性も、団体生活の中で見受けられる欠点であります。相互の人間関係

をよりよく育てるためにサークル活動や、グループディスカッションを通じて、個々人の人間性を高める機会を多く持つことが大切なことである。

新しい時代の紡績産業労働者が集団生活の中でえた知性と教養とを、農村生活に生かす得るときこそ、日本の民主主義を支える柱として大きく評価されるべきであります。

それは集団からぬけ出た紡績労働者の個々人の実力であり、出稼き労働者の多い農村の民主

化に期待するところでもありますし、政治の力と相俟って繊維産業の果たす役割でもあり、労働組合の任務でもあります。

農村出身の多い紡績産業の労働者にかけられた課題は大きいわけですが、長い将来に期待をかけたかと思えます。それは自己改造へのためまね教育啓蒙によって得られるのではないでしようか。

—全機同業寄宿舍対策部長—

農村婦人のこえ



野菜の共同販売から

小倉きよ乃

(鳥取県)

私の村は戸数七十の貧しい農村ですが、野菜まで売るといふことは恥しいという風潮がありました。しかし、女は特に現金を持たないので五円のことでも家内に相談しなくては動かせませんでした。十数年前から、二回程野菜の販売を呼びかけましたが、協力者もなく第一回は品が集まらず、第二回は品質不良で失敗しました。

けれども、どんなに女性の自主性確立を願ってもある程度経済の裏付けがなくては自主性は育たないと信じて、婦人部活動

動として第三回目の野菜販売を提唱したのが昨年の春であります。このたびは社会情勢の刺激と、グループ研究としての野菜栽培研究が切実に販路を求める段階に来ていたのと、物産展の反響を呼んで参加するもの三十名、全農家の作物を集めて「別府農協婦人部野菜グループ」の朝市を五月に創設し、それから月の中、一、三、六、八の日に六名宛の輪番制で、用瀬町まで出て共同販売をやっています。現在までに百十回、この間農繁期も極寒も休むことなく、売上は、年間三十

万の目標に対して二十六万と少し、五月まではゆるゆる目標をオーバーする状況にあります。村中でわずかに三十万では他村に笑われるほどですが、産業開発に乗り出して間のない我が村では種草五〇万、果樹園四〇万という規模の小ささであり、野菜が女手で三十万は、村としても大きく取り上げてくれ、グループの熱心と一糸乱れぬ団結の強さは、近隣の人達を驚かせています。この仕事を育てることによって私達は協同の道を身に沁みて体得することが出来ました。

① 現金収入のたのしさ……どんなわずかな作物でも共同の力で現金化することが出来、貯金が目に見えてふとって行く。

② 産業振興に役立つ喜び……私達が毎回菜ツ菜二三把あてでも、出し続ける努力が食料を立上らせる力になりつつあることを自覚しました。

③ 健康増進に役立て……結核の多い用瀬の町に新鮮清浄な野菜を安価で提供して健康増進に役立て、この継続は用瀬の結核の撲滅と健康用瀬の建設に大きい役割を果たすことが出来ると信じます。絶対この仕事をやり通そうと勢込んでいます。そしてまたこの仕事の育つ過程において導く副産物をたくさん生んで行くことも見落すことは出来ません。

④ 態度の積極化。よいと思ふことは勇敢に断切れるようになった。先般地区の農業実績発表会には四名も栽培技術の体験発表をし、女性の発表は初めてだと喜ばれた。

⑤ 衣服研究。販売に出るのにスマー



若妻会の結成

鹿間俊子

(山形県)

私が十二年前嫁いだ頃の農家の経済状況は、ほとんどが四五反の小作経営で明日の生活に追われる農家が大部分でした。従って私達嫁の座等ばかりみられず、来る日も来る日も労働の連続で、朝は未明から、夕空に星を戴き、牛馬の如く働く嫁こそ最良の嫁であると、世間からも始末から話されたことでした。

食生活にしても漬物とお汁といった状態では、子供の発育も悪く、育児にさえ干渉できないみじめさで、全く、泣くに泣けない有様でした。このような農村の育て方では、進歩もなければ文化もないと常日頃考え、まず手近な所からと、明るい台所に食生活の合理化を思いきってと、姑様に相談したところ、今までこの通りで何百年と過してきたのだから、何も変える必要などない、そんな事を考える暇に働く方が得だ、また、世間から

折よく年末であったため、ささやかながら持参りの御馳走で忘年会を兼ねた話合になりました。何から話をしたらよいやら、ただ解放された心で子供たちのような喜び方で、お互に喜びも悲しみも共にわがち合うことを約束し、明日への希望を以て晴れとした気持ちで働くことの喜びに溢れ、この集まりが度々さなるに

現在、食生活の改善をめざしてありますが、料理の展示会等を実施したり、発表会をしたりして、いっそう共感を深め、台所を守る婦人の責任の重大さを話し合っております。

⑥ 料理研究。買手の食慾度に刺激されて、家内への切実な愛情にかられた食研究も派生した。

⑦ 記帳。めいめい役立つ栽培計画を立てるのにデータの不足に悩み、労働日誌と家計簿とはぜひつけようと自覚し、グループ研究をはじめた。

⑧ 社会性の陶冶。高値を主張したり、量目に不正があったり、質が悪かったりすると朝市の信用を落とすことに気づいて、段々社会性を練られて行く。

⑨ 大きな協同への進展。用瀬だけを対象では、いきおい、生産過剰となり、どうしても量産して大市場への出荷に発展したい気まがまにありますが、近隣ブロックの提携が望ましく、今その呼びかけをしています。

数え上げると、一つの小さい協同販売が基盤になって二十数年來呼びかけても出来なかった事が次々に実現し、進展して行くことに驚いています。

これではと夫に話したところ、夫の友人の妻たち、二三人と田圃で話し合いをし、何とか月に一回位、夜間二三時間の

暇をもらい、話し合いをしてみたらどうかということになり、お互に姑と夫に理解を求め、一年くらいしてからやっと、嫁の集いが実現しました。

ちも力づけられ、幼児教育も多忙に追われる農家では、みんなの力で協同的な機をしたらよいのではないかと話し合い、また、婦人会の力によって部落に呼びかけ、子供のしあわせのため、農繁期対策の一つとして、季節保育所並びに遊園地を設置することになりました。各部落の家庭からは、今年は安心して仕事も出来、能率も高まり、児童も集団生活にもなれ、様も習慣づけられたと、非常に感謝されております。

私の職業

③

農業技術者

編集部

婦人の農業技術者として、農村の現場で技術指導をしている人はいないかと、あちこち訪ねてみたが、手近ではちょっとみあたらなかった。大学に問い合わせると、女でこの方面の勉強をした人は、多く中学校の先生になっているとのことであった。しかし、最近では、農林省・厚生省専売公社・民間会社などの研究所で働く婦人が少しずつでてきているようである。そういう人々の中から、三人の方をお願いしてみた。

「生命」の不思議に魅されて

——しかし現実には厳しかった——

藤田 恭子

(農林省食糧研究所)

私は何不自由ない官吏の三人娘の末として生れた。晩婚で病弱な父の退職後、私達一家をおそった戦火と終戦後の物価騰貴、つづくめまぐるしい新生活の末に、何も無くなった私達を残して父は他界した。長姉は病氣療養、次姉は大学一年、そして私は高校三年生であった。

大学生活に対する何ら経済的裏付けもないまま、馬鹿のように勉強をしたかった私は、千葉大学園芸学部農芸化学科一年生として故郷を離れた。この科を専攻したのは、強いて理由を作れば、私はいつ頃からか「生命」というものを

不思議に思い、タバコのモザイクウィールスが結晶化されたその当時、生物と無生物の境を考え、オパーリンの「生命の起源」に夢中になっていたからでもあるが、しかし私がこの道を選んだのは、何か偶然であったような気がする。大学生活は当然のことながら苦しく、学生と家庭教師と家事の三立、寒風が吹いても長い靴下が買えず、里辛しかたべるものがなかったこともある生活だった。しかし生活が厳しければそれだけ、そして私が平凡な人間であればそれだけ、私は接する世界から何物かを得ようとした。農村の友達から農村生活を呼吸し、社会学や経済学を読み、聞き、自己の生きる社会をみつめようとした。そして私の心のほんの芽生えだった「生命」に対する私の夢が年と共に膨脹し、時々胸がしめられるように苦しくなるのだった。

私は将来自分の職業として、農業技術普及員のような実践的仕事を選ぶか、研究者としての生活を選ぶかについては、二年近く考えたが、

「生命」の不思議に対する誘惑はいつか私を今の生活に導いたように思う。

大学四年になって、幸い、国家公務員六級職農芸化学部門に合格した。しかし、折からの神武景気ですべり出しのよい学友達を尻目に、女子学生の私は、民間会社に出した履歴書は返送され、各省の採用試験には次々と落される羽目に立たされた。社会の女性に対する厳しさ、それは私の考えていたより遙かに強いものであった。——あなたは今そう云われるけれど、あなたが簡単にやめていった今までの女性と違うということは、私にはわからないのだから——そういう言葉を耳に私は、一人の熱意では動かしたい、社会的訓練を経ぬ女の歴史の悲しさに身もだえした。

運勢が回り回って、農林省食糧研究所に採用された時、ただ「生命」を愛し、平和に魅せられていた平凡な女の子は、何とかして職場を守り通そう、また守り通さなければならぬ立場になっていた。

就職してから一年余り、所属する分析研究室では全く一人前の研究員として待遇され、容赦ない仕事を要求される。無機化学中心の研究室にあつて、生物化学専攻の私にはすべてが新しく、何もかも勉強しなくてはついていけないかった。研修生にははいねいに手ほどきする上の方も、私には簡単な指示くらいですませ、明日やる実験もわからぬまま、心配で眠れないほどの情ない日が続いた。劣等感と焦燥、通勤生活の不馴れ、二貫目近くも痩せる厳しさだ。

花にとり囲まれて

白木 幸子

(坂田種苗株式会社 茅ヶ崎試験場)

しかし、私は就職の際の苦しみを、学生生活の苦しみを思い出す。そしてまた、この一年の間に三、四人の未知の女子学生から手紙をもらい、或るいは訪問され、彼女達のよりよい職場に対する強い熱意を知った。励ます者が逆に励まされ、何とか過ごしている生活である。その中の一人は六級職応用化学部門に合格し、工業技術院に入り、農芸化学部門の今年の女性合格者二人もスムーズに農林省に採用された。

真空ポンプの音がする静かな実験室、就職当初、私はイオン交換樹脂の平衡理論を扱っていたが、現在は米の貯蔵生理に関する研究に従事している。そして私は時折、やはり愛する「生命」に出会う。苦しい生活の中で、ともすれば疎遠になりがちな幼なじみではあるけれど、その微笑みは私を力づけてくれる。

女性にとって将来を開かれた職場の多い現在、対等な機会を与えられた私の場合も然しい。しかし、それだけに厳しい。さびしがりやで弱気な私は、或る時は泣き出し、又或る時は立ち止まり、しやがみこんでしまうかも知れない。しかし何とか頭を上げ、一生懸命誠実に進みたいと願っている。

「四季それぞれ異なった花にとり囲まれて毎日を通してなんて、本当に羨ましい」と、見学に来られた方は誰でもそう云います。特に花を愛する方は、「唾涎おく能わざる」という顔付でそう云うのです。私の職場、坂田種苗株式会社茅ヶ崎試験場の温室の中で、そこに咲き匂う花々を眺めながら、私も本当にそうだと思います。都会の騒音と塵埃を離れたこの職場に、昭和三十年の五月から通い始めてから、父母や知己のもとへ送り届ける手紙に、いつも「元気で楽しく働いております」と書けることは、幸福だと思っております。

昭和三十年三月に京都大学の農学部園芸学第一教室を卒業するとすぐ、同級生であった夫と結婚し、夫が平塚の農林省農業技術研究所園芸部勤務となりましたので、恩師塚本洋太郎博士のお世話で現在の会社へ入れていただくことになりました。それから三年と二か月、はつきり時間を意識しないうちに過ぎ去ってしまいました。子供の頃から、父が好きで、趣味にバラはよく作っており、私もどちらかというと美しいもののへの憧れが強く、花作りになりたい、絵画

きになりたい、デザイナーになりたい等と貪欲な夢を描いてはいたのですが、結局自然の懐へ飛び込むように運命づけられていたのではありません。でもこの仕事に入るまでは、甘い考えが私を支配していたのですが、入社したその日、局長さんが場内を案内して下さった時から、もう緊張で胸がどきどきしてしまいました。

先ず手始めに基礎的な作業をさせられたのですが、座りつきの一日で、すっかり腰が痛くなってしまいました。あすからはどうなるかと案じていましたが、それから一週間くらい経ってやっと慣れたと思う頃、植物の生殖生理に関する基礎的な研究を受持たされました。

学窓を出てからすぐ、生産者の真剣な立場に立たされて、しばらくはただ夢中に会社の中の経験の深い方達や、同じような研究に励む夫の暖い指導で、やっとな近頃近視眼的なものも見方がなおってきたようです。とにかく、生産園芸を目的とする私共の会社では、一刻の猶予もなく目まぐるしく変わってゆく社会の欲求を満たし、文字通り日進月歩の園芸技術者のテンポに遅れることは許されません。こうして科学的な基礎研究が必要となってくるわけで、私自身もその研究機関の一員としてただ責任を感じ、同時に非常な張合を感じています。女でも最近では極々当り前に職場につきましますし、まして結婚後も職場を放棄しないことが多くなってきた現在として、女だからと云って決して甘やかされはしませんし、また、甘えた気持でいたらどんな退歩してゆくばかりの社会の中で、私は本

当に勤めをしてみてよかつた、と思います。家に閉じ籠ったきりでいたら、ただ学校を出てすぐに奥様稼業にいそしんでいたら、こんな根強くは、また、視野も広められはしなかったでしょう。きつと性質的に甘いばかりの近視眼的な女でおわつたに違いないと、そして夫の立場研究的な苦勞を多少なりとも知り得たことは、将来家庭生活にもきつとプラスになるに違いないと思っております。いろいろ申しましたが、私達の勤めで一番辛いのは時間的制約が大きくて、夏になると朝は早くから、夕方遅くまでの勤めになってしまいますので、その点、夫にも理解して協力してもらわねばならぬ立場にはなるのですが、そこはまだ子供のいないことゆえ、相方共に相当のんびりと暮しております。私共の会社でも女の人は非常に多く、臨時で来ている人は近くに住む人とは云え、結婚している人が半数以上ですし、また、高校を出たばかりのような人は主に栽培助手として、それぞれの立場で楽しく働いているようです。

最後に花卉園芸ということについては、日本人は世界に知られた花卉愛好民族であり、現代のように機械文明に埋つた社会には、是非共潤が必要と思われ、それには最も手近な園芸、花卉が採り入れられてゆくことが考えられます。こうした花卉園芸において、育種も高度に進んでまいりますと、女性特有の繊細な感覚と、器用さが大いにその価値を発揮するようになるでしょう。このような意味で園芸技術における女性の立多も将来性あるものと思ひます。

「ネマトーダ」の研究

——「女性」であることを

要しない職場——

三浦 和子

(農林省農業技術研究所)

都会で会社員の家庭に育つた私が、自然科学が好きで、生物が不思議で、疎開の折馴しんだ大地に何かひかれる所があつて、戦後女性にも開放された千葉大学園芸学部に入學した当時に、先輩にも知人にも家族からも「卒業したら何をするつもりです?」女が園芸や農業を勉強し

て何になるのです?」と珍しそくに問われたものだ。漠然とした何か大きな深いものを頭に描いていた私は「自然科学を学ぶのに男女の別があるはずはないし、実力さえ具えれば、何の不都合があるのだろう」とむしろ珍しがられるのが不思議でならなかった。若人の希望に燃えていたし、一方、日本の農業界の実情も、卒業後に就くべき職業の具体的なことも全く知らなかったからだ。稲毛に在る文理学部で一般教養課程を修めて後伝統ある松戸戸定丘に在る園芸学部園芸科専門課程で植物病理学を専攻し、河村教授の下で、「植物寄生性ネマトーダの研究」を卒業論文実験テーマとした。

美しく緑に囲まれた私の学生時代は、心身共に健康そのものであつた。咲き乱れる花卉園では、人間の育種育成技術と大自然の偉力の結晶として開花した花々を手入れすることを学び、たわねに実つた果樹園では、炎天下の労働の厳しさ、すばらしい果汁のしたたりとを味わつた。

男女共学である以上講義にも、実験にも、作業実習にも差別されないのは当然のことながら鋏を握り、はさみを使い、そして田の畔土を塗る等の農作業を一通り行う、四季を通じた実習は、体力的になまやさしいことではなく、私にとっては、苦しみと表現した方が適切だった。

だが、更に狭い分野に籠ろうとするこれからの研究生活の上には、農学の有機性を考える時に僅かとは云え、自分で体得した農学とその技術は、常に何か自信を与えてくれるものと思

う。そして見学や旅行で、貧困な農村生活や、意外にも進歩している農業の実際面なども見た。論文、実験もそろそろまとまって、社会に出る準備にとりかからねばならぬ頃には、私は早速な自然科学の一分野である農学と、つましい卒論でなしんだ線虫研究とに、すっかり魅了されて、どうしても専門関係の仕事に従事して大学で学んだことをさらに奥深く究めて、農業のために貢献したいと決心するようになったのである。

この種の研究では、設備と組織から切り離されるなら、私如きヨチヨチ歩きにはやってゆけないのである。だが、日本の貧困な農業、園芸界も、科学として歴史の浅い研究関係の分野も極く限られた狭いものであつて、女子学生求人は皆無であつた。大学を出たためにかえって快く迎え入れてくれる職場はなかった。

「女が……何になるのです?」何が出来るものか!」周囲の悉くから、冷く問われているような寒々とした世間を感じた。

女子学生にも門戸が開かれたのは極く最近のことでもあり、女性が今までに農業技術関係に実績を残すチャンスが無かつたのだから、無理もないことでもあろうが、それだけに、やってみなくてはならないではないか!

その後、幸にも現在従事している農業技術研究所の病理昆虫部、農業研究室に末席を与えられ、現在四年目の研究生活を送りつつある。高

校や中学を卒業して勤務している人と同じく、掃除・実験器具洗い・お茶くみ・電話取次ぎも総て私の仕事の領域であるが、小単位の研究室毎に区別されているために、却つて研究をする余暇も場所も得ることは、手順次第で恵まれているので、トボトボとした私の研究生活もまだ続けることができています。そして役所の仕事となれば田圃の中でも、みかん山にでも、農薬散布実験に向くこともあるし、土を篩ったり、供試虫を飼育したりして、室内や温室で実験をしている。

農業技術関係の職業に従事する以上、日本農業の実情を考えてみて、金銭的に大きな報酬を期待するのは先ず無理であろうし、農林省関係に勤めるには、国家公務員上級試験をパスするかむしろ高校を卒業して直ぐの方が私の周囲では働きやすいように見受けられるが、いずれにしろ特に女性を必要とはしていないから、余程の機会に恵まれないと、とてもむずかしい。一朝一夕に結果が実るものではなく一回の実験は少くとも年単位であるから、仕事に対する強い情熱と意志、実行力、蓄積する知識、健康な体、そして環境があれば、農業技術者として実際面にタッチすることも、専門化した領域のエキスパートになることも女性だからといって不可能ではないはずだ。地味な努力で害虫の分類、植物生理究明などの有用な研究を続けている女性研究者も身近にあり、心強く思っている。

女性の特性は発揮しても、女性故に甘えては、男性と同等に扱われなくとも当然である

う。社会も自然も、想像以上きびしいらしい。しかしポアンカレの云つた、「科学者は自然が有用だから研究するのではない。自然が美しいからである。」……「ミミにも足りないネマトーダを顕微鏡で眺めながらも、広々と続く田畑を見ながらも、私なりに入り得る三昧境に誰も立入って邪魔することはない。

やがて、仕事を続けながら、家庭を持つ予定ではあるが、それでもベースを乱さず何か実績が積めたら、始めて「女が……何になる?」の間に私なりに答えられるかもしれない。何せ、現在はスタートしたばかり、下積み、総てに対する準備期間を勤めているのに過ぎない。

*三浦和子

農村の娘の大部分は、岐阜の一少女が感じたと同じ理由で、農村に嫁ぐことをいやがっている。それにもかかわらず、現実には、ほとんど大部分が農家に嫁ぐことになる。法外に派手な支度とお祭騒ぎで。そして、その結果は、今までのべた通りである。もし、派手な支度が、いやがる娘たちの「ごきげんとり」であるとすれば、いうまでもなく、こんなばかたかたことはいずれにしても、人間の真実のしあわせというものは、何であるかということ、そして、それをたたかいてるためにはどうすればよいかということ、もっとつきつめて考えてみることで、農村の女性にとって、もっとも大切なことである。

(東京農工大学教授)



長欠児の就労防止と保護

年少労働課

一 長欠児童の就労の実態

文部省の長期欠席児童調査報告によつて、公立小中学校における長欠状況を見ると、三二年度で約二四万人となつてゐる。そのうち何等かのあたりに就業してゐるものは約一七万人、さらにそのうちで、雇用関係のあるものと約二万人となつてゐる。

ここで雇用関係のあるものは、原則として家事使用人を除いた労働基準法の対象となるものをいうが、これらの就業業務をみると、物品の製造加工(三〇%)、給仕・小使等(二二%)、人夫・雑役夫等(一九%)、農耕(一二%)、物品の販売(一〇%)の順になつており、最低年齢未満の児童の就業が禁止されてゐる物品の製造加工等の業務に就業してゐる児童の多いことが判明してゐる。

長欠及び不就学児童対策については、昭和三〇年九月に文部・厚生・労働の三省事務次官名をもつて、各関係機関に解決促進方が通達されたが、その後、青少年問題協議会、都道府県の関係当局等に

よる具体的対策措置が進められており、東京都についてみると、三二年度四月、民生局、教育委員会によつて、長期欠席学

生児童生徒保護対策要綱が定められ、また本年の児童福祉週間には、長欠防止が目標として掲げられてゐる。

東京府の対策要綱は、児童委員、児童福祉司、社会福祉主事等によるケースワークを中心として、所要の措置を講ずることになつてゐるが、これらケースワークの、長欠児童の保護指導の上で最も困るのは、他人に使用され、なにがしかの金銭を得てゐる長欠児童の所置を、いかにすべきかについてであるという。

長欠就労児童の実態調査並びに啓発指導のためには、婦人少年局でも不当雇用慣行調査の一環として行つてきたが、その賃金は四千円前後で、労働時間は九時間ないし一〇時間というのが一般状態である。

前掲の三省共同通達も、この点にふれて次のようにいつてゐる。労働基準監督機関が通常監督を行う場合は、もちろん教育機関から不就学、または長期欠席児童

童の使用関係について連絡をうけた場合は、その就業状況の実態を調査し、使用者に対しては法にそつて使用すべきことをすみやかに指導勧告すること。なお、この場合、注意をうけたことによつて解雇され、児童生徒の就学または生活が困難におちいらないよう、十分に配慮し、使用者の理解と納得を得て問題の解決をはかること。

児童の就労を、労働保護の見地からみれば、児童の健康並びに福祉が保持されなければならぬが、長欠児童の就労については、単に労働関係からの規則による保護だけでは初期の目的を達し得るものではなく、その児童・保護者の性情、経歴、あるいは家庭環境、更に広くは、地域的、経済的相互関係の、錯綜した帰結としての社会的階層的構成上の問題でもある。したがつて、根本的な保護指導のためには、社会的視野にたつた対策を必要とするが、当面、現実に危険有害業務に就業し、料飲店等で深夜業に従事し、心身を蝕まれてゐる児童を保護するためには、婦人少年室協働員のような性格のボランティアによる巾の広い活動によることが、最も当を得たものといふことができる。

二 ケースワークの意味

ここでケースワーク一般についてふれることはできないが、婦人少年室協働員が長欠児童の就労防止のために行うケー

スワークの意義等についてふれるならば、婦人少年室協働員が長欠就労防止のために行う調査、ないし措置それ自体は行政行為である。しかし、ケースワーカーとしての婦人少年室協働員に望むものは、非常勤職員としてのそれではなく、篤志家的活動こそが望まれるのである。非常勤職員としての婦人少年室協働員には、調査についても、措置についても何等の行政上の権限もない。労働保護についてこれらの権限を有するものは、労働基準監督機関であるが、行政上の権限による活動のみでは問題が解決しないのは前述のとおりである。ボランティアとしての婦人少年室協働員には、これらの問題に対する熱意と、地域的な解決とが期待される。

調査をし、措置を行うために何等かの権限を要する場合には、関係機関の手を借りることが必要であるが、ここでいうケースワークの本体は、協働員の熱意そのものである。

現在、そこで貧困に耐えて長時間労働に服してゐる児童がゐる。その児童を出来るだけ幸福にしてやるために、調査や措置が必要なのである。このような調査・措置が如何に困難なものであつたか、具体的にどこに問題があるのかが示されることによつてのみ、地域的なないし国家的視野における解決が期待されるのである。

問題の性質からいって、とおり一辺の

指導で解決をみることはないであらう。

三回四回と忍耐と努力を重ね、利害を度外視した指導が必要である。しかし、誠実、真摯な態度、円熟した人柄、暖かい心が、保護者の信頼をかち得たらそこから一つの道が開けるであらう。

ケースワークにあつては、面接相談の一般的理論と方法を心得なければならぬ。先入観や、偏見・感傷は、問題処置の方向を誤らせる結果になる。事実の正確な把握・解決のための手段方法の提示・具体的措置、の段階によることが考えられる。

さらに、大切なことは、地域活動家としての特質を十分にいかすことである。前出の通達においても、関係機関相互の連絡体制が述べられてゐるが、末端における事情は相互の連絡が必ずしもスムーズにいつてはおらず、児童福祉関係機関の対策を学校がしなかったり、学校と児童委員との連絡体制ができていなかったり、というのが現実のようにみうけられる。

したがつて、その対策もバラバラにたてられてゐる嫌いがあり、そのことが問題の解決を遅らしてゐるということも考えられる。したがつて、協働員が、就労児童の問題を解決するにあつては、これらの関係機関と密接な連絡体制をとり、協同して問題の解決に当るといふ態度が必要である。

三 最低年齢未満の長期欠席就労対策要綱

婦人少年局では、本年六月二十五日付を以つて、「最低年齢未満の長期欠席就労児童対策要綱」を定めたが、この要綱の意図するところは、婦人少年室協働員が、ケースワークをするにあつての、体系を示したものであつて、婦人少年室において、その他の関係機関の協力を得て、協働員への全面的なバックアップをなすことが望まれる。

要綱の内容は概略次のようである。

(イ) まず対象であるが、労働関係機関としての立場から、原則的には、雇用関係のあるものであつて、家事使用人は含まれない。

(ロ) 措置はまず、啓発指導、経済的援助についていつてゐる。ただしここにいう啓発指導は、抽象的概念のみをいうものではなく、保護者の生活態度等に対する指導や、子供会、母親クラブ等の利用による指導等も含まれるものであることに留意すべきであらう。

(ハ) 措置の第三段階では、里親制度等の活用、特別学校の設置の問題、労働基準監督機関による措置が述べられてゐる。これらの問題、親元を離れて就業している場合に特に重要で、各種の問題を厳し

実情に則して解決すべきであらう。

(ニ) 不当雇用慣行等におちいつてゐるもの、待合、バー、キャバレー等に就業してゐるものは、もちろん労働基準監督署に連絡して排除の措置をすべきである。

(ホ) 協働員の担当地区外で就労してゐる児童については、相互に連絡をとつて、措置に遺憾のないようにしなければならぬ。

長欠児童の就労防止並びに保護にあたつては、ケースワークのみによつて解決されるというのではなからう。スラム街の集団長欠、その他、地域的特殊事情によつて発生する長欠問題もある。これらについては、この要綱においては直接の対象としておらず地域的、社会的対策を俟つて措置すべきであつて、この要綱に基く措置の過程で、そのような事実遭遇したならば、実態の解明に努めるといふ態度で当るべきであらう。

最低年齢未満の長期欠席就労児童対策要綱

一、趣 旨

義務教育課程に在学中の児童の欠席を伴う就労については、積極的な防止並びに保護を要するところであるが、これが実効を期するためには、当該児童、保護者及び家庭環境等の実情に対処した個別的な措置が必要とされるので、婦人少年室協働員が地域の関係機関との協同による常時の活動を行うことによつて、児童就労防止並びに保護の促進を図らんとす

るものである。

二、対 象

この要綱の対象は、原則として小学校ないし中学校に在籍する十五歳未満の児童であつて、学校を相当の期間欠席し、現に雇用されて就労してゐる児童(以下長欠就労児童という)とする。

ただし、この要綱に基く措置の過程において、その他の長欠児童についても必要と認められるときは、これが措置を併わせ行うものとする。

三、長欠就労児童の把握

婦人少年室協働員は、学校、保護者もしくは使用者等について、次に掲げる各号の内容を調査、把握するものとする。

- 1 長欠就労にいたつた経緯
- 2 長欠就労を必要とする事情
- 3 労働契約の内容
- 4 就労の実態

四、啓発指導

長欠就労児童に対する措置を行うにあつては、まず、次に掲げる啓発指導を行うものとする。

- 1 長欠就労児童を把握した場合は、学校の担当教師の行う家庭訪問等に協力して、通学の督促、その他必要な啓発指導を行うこと。
- 2 保護者に対する生活指導、又は児童に対する専門的技術的指導を必要とする場合は、児童委員、児童福祉司等の行う業務に協力して啓発指導に努める(以下次ページ下段へつづ)

店員さんのための
青年学級

店員さん、週休
で体のあく毎日曜日の午前中に開か
れ（一般の青年学級は夜間を利用して
開かれる）、そのつと、二〇一三〇
名の出席をみている。

学級生の年齢構成は、十八歳、二十
三歳が圧倒的に多く、二十七、八歳の
者もいる。しかし、十六、七歳の、中
学校を出ただけで上京した年少者が、
ほとんどみられないのは、問題があり
そうだ。彼等の、この種の機関に対す
る関心が薄いことも一つだが、寄居舎
などの掃除当番を新参者がするした
りなどがあり、これも年少者の参加を
妨げているようだ。

この学級では、一般教養として、時
事問題と商業常識の勉強をしている。
職業教育としては、いまのところ、四
十名ほどが簿記の講義を受けているに
すぎないが、近く希望によりペン習字
を始める。クラブ活動は、バレー・バ
スケット・テニス・ピンポン・パドミ
ントンのグループに分かれ、それぞれ
楽しんでるが、コーラスや音楽のグ
ループを持ちたいという声が多い。し
かし、簡単にこうした希望を入れられ
ないところに青年学級の悩みがある。

予算がないのだ。

この予算をみると、都費と区費を合
わせて十五万、国費補助十萬（実験学級
のため特に多額になっている。一般には
一学級当たり平均九千五百円）計二十五万
円。これでは、指導者を必要とするクラ
ブ活動を始めることはたやすくはない。運
動具にしても、現在は、中学校の教材を
利用しているが、これ等は大きさが中学
生向きで不便、彼等には高校用の運動具
を備えなければならぬ等々の貧乏世帯
の悩みは尽きない。

そこで、学級に店員さんを出している
問屋の店主が中心になって、青年学級振
興会を作り、経済援助をしようという動
きが活発になってきた。この話を実現す
ると、コーラスや音楽の指導講師を迎え
ることもでき、クラブ活動は一層みな
のものになって来るだろう。また、各種
の球技にしても、運動具の不足から、優
秀な者だけがチームを結成し、初心者
は参加する余地がないという現状も、自
然に解消し、Bクラス、Cクラスのチ
ームを作ることもできるだろう。それよ
りも、誰でも、やりたい時に勝手に参加
することができるようになるだろう。青年
学級は、科目により、毎日出席する必要
はないという。予定のない時に、自由に
出て一日を有効にすごしていく青少年の
ホームにしたい。これが、この浜町青年
学級の機関長小笠原善之氏（中学校長）
の意見である。

青年学級を青少年ホームとして、働く
青少年の修養のセンターに育てようと努
力している同氏にも、いくつかの悩みが
ある。予算の少ないことはいわずに、し
ても、クラブ活動が同じ店の者で占めら
れてしまう傾向がある。青年学級は、何
かの資格をとるために集まってくるので
ない。孤独から抜け出したい、何か
文化的なものを吸収したくて集ってくる
のだ。だから、クラブ活動の総てのグル
ープが、みんなのために開放されるよう
導くことも、大問屋を持つ浜町の特
殊な問題である。また、学校を出たばかりの
年少者が参加できないことも、氏の税
に憂うところだ。現在、あまりこの青年
学級の存在を宣伝していない。というの
は、これ以上収容できないのだ。あちこ
ちに、持てあました日曜日を過ごすため
に、安易に集まる場所を作ったやり方
は、とり残された者のためのいい場所
が欲しい。しかも都心に、やがて郊外
に多くの費用をかけて立派な青少年ホ
ムができるというが、もっと小さいもの
でいい。すぐに、下駄ばかりで行けるとこ
ろが、もっと彼等のために利用価値があ
るのだ、と氏は考えている。都会地の青
年学級は、農漁村地ほど活発ではない。
しかし、今後、週休制の実施に伴って、
青少年のよき利用機関となっていくだろ
う。

（付記）カッソの写真は丸山喜雄氏
（前橋市）の作品である。

店員さんのための
青年学級

年少労働課



年少労働課

というのはこの種の制度が実施されて
から、まだ日が浅いためもあり、実際に
は、せつかくの休日を含め、実際に
り、小遣の浪費をしたり、あるいは、遊
び過ぎて平常よりも体力を消耗してしま
うなどの例も多いからである。しかし始
めのころは一日中映画見物で過ごしてい
た者も、次第に「もう少し有効な使い方」
をしようと思うようになってきた。店主
側にも、野球大会・ピクニック等各種の
レクリエーションを計画するものが現わ
れた。だが、彼等の要望は各人各様で、
それぞれ「やってみたいこと」を持って
いたり、あるいは「何をしたいか」が解ら
ない」状態であったりする。こんな時、
仲間や相談相手があるのは何か施設
が、欲しくなってくる。現在のところ、
この種の理想的な機関や、施設はほとん

どなく、これから置かれようとしている
「年少労働者福祉員」などの活動に期待
したいが、僅かに、市区町村で開設して
いる青年学級が、広く働く青少年に、交
友と教養の場を提供しているの、これ
について紹介しよう。

昭和二十二年に青年学級が発足してか
ら十年、この間、その数も年々多くな
り、全国で一万余名に及んでいる。
ここで約八六万の学級生が働く余暇を利
用して実生活に必要な職業・家事等の
知識や技能を習得したり、一般教養を向
上させるために学んでいる。一学級の生
徒数は平均六六人強、大部分は男女共学
であるが、中にはごく少数の男子または女
子専門の学級もある。

これら全国の学級では、それぞれ、そ
の地区の特色を生かし、学習科目を、学
級生自ら選び、一学期間、あるいは一年
間のプログラムをたて、講師なども、生
徒と学級主事とが相談して招くというよ
うに、常に自主的に運営されている。ま
た、音楽・スポーツ・レクリエーション
・演劇等のグループが組織され、クラブ
活動を通してよい友達をみつけ、よい人
間関係をつくる場ともなっている。
いま、東京都日本橋区浜町の青年学級を
尋ねてみよう。

ここは、「青年学級における商業地区
の職業教育」をテーマに、文部省が本年
度の実験学級に指定したものである。こ
の学級の特長は、全国に先がけて、商

- 五、経済的援助等
- 長欠就労児童の就学のため経済的援助
等が必要とする場合は、前記四に併せて
次に掲げる措置を促進するものとする。
- 1 保護者又はその家族に対する職業の
あつけないし内職のあつた等の措置を必
要とする場合は、公共職業安定所又は
内職公共職業指導所等に連絡し、これ
らの措置をなすこと。
- 2 家庭の貧困を理由とする長欠就労児
童であつて、その属する世帯が生活保
護法による保護の対象となるものにつ
いては、民生委員又は福祉事務所等に
連絡して、これが適用をなすこと。
- 3 就学困難な児童及び生徒のための教
科用図書等の給付に対する国の補助に
関する法律、及び学校給食法、その他都
道府県、市町村、P.T.A.等の実施
する就学促進のための措置の対象とな
るものについては、関係機関等に連絡
して、これが適用をなすこと。
- 六、関係機関との連絡協働による措置
- 前記四及び五の措置によつてもその実
効を期し得ない長欠就労児童について
は、次に掲げる関係機関と連絡協働し
て、適切な措置を行うものとする。
- 1 里親又は養護施設に委託、収容する
ことが適切なものについては児童相談
所
- 2 学校教育のための対策を要するもの
については、学校ないし市町村教育委
員会
- 3 就労についての措置を要するものに
ついては、労働基準監督署等労働関係
機関
- 七、不当雇用等の排除
- 長欠就労児童が次の状態にある場合に
は、直ちに労働基準監督署に連絡し、就
労排除の措置に協力するとともに、尔後

(調査者) 宮崎 米一

今回、年少労働者の実態調査に歩いてみて、ある程度の予備知識はもっていたけれども、依然として残る古い管理方式に驚き、かつ、深く考えさせられるものがあつた。しかし比較的企业規模が小さくても立派に脱皮しているのもあれば、ビルを持ち、三十数名の従業員をもつものに、より強い昔ながらの風習が残って

の時代感覚による
ものと言わざるを
得ない。

気付いたことを
ひろってみる。

一 法そのもの
に対する考え
方

「時勢ですから昔
のようなことは……

…」とはいふものの、その言葉裏には「零細企業に属

うなところでは、法を守れないのが当然である」という強い線が、たいていの事業所に共通して流れている。

- 1、経済的に耐えられない
- 2、商売にならない

の二点にしろることができる。

第一点の経済的理由は、賃金・手当だ

人員を要することなども含んでいるとみられるが、一方の内規によると、私傷病欠勤であっても相当期間月給を保障しており、営業時間にしても、もつと合理化すれば短縮できる余地があるので、むしろ法にしたがい、賃金・労働時間・休日・休暇と労働条件を整理、的確にしても、大差なくやれるのではないかと思われる。

但し、給料を保障することが、休まさない、休めない状態に置くためのものであったり、あるいは、家族主義的な、悪くいえば恩恵的な情実によるつながりや深めるような方向に向っているとすれば、ことに目的が労働条件の改善を利用し、依然として、旧状につながっているものとすれば、企業は新しい方向に進んでいるとはいえない。

その現われとして、正月のようなときには休日を与えても、年次有給休暇ではなく、文字通り与えられたという休暇であり、また長期療養者の例が少なく、「何か月も休むようなときは向うから辞める」として、取扱い現定をほとんどもっていない。ここに工業部門と違うものが潜在している。

第二点の商売にならないということとは、商人の気持の最も強く現われた面であって、早く閉店した後に、あるいは休日に来るかも知れない顧客が他に流れることのないように、いつでも店を開けて

「基準法を守っているのは、一人取残さ
れてしまう」こうした心配のないように
しなければ、講習会などで力説しても基
準法は守れなからう。従って、同業者を
含めた、少なくとも一都市の申し含わせ
ができるならば、安心して閉店し、休日
とすることもできるし、これが習慣づけ
られれば顧客に迷惑をかけることもなく
なるであらう。

現に日曜休日が増えたために、閉店し
ていてもほとんど商売にならないとい
う店も少なくない。しかし閉めるわけには
ゆかない。夜間の営業なども、もう少し
方法がありそうである。この点、当局の
啓発活動は商工会議所や、商店連合会と
タイアップし、もっと商人の陰の悩みを
解消しなければなるまい。

二 従業員員の雇入れについて

事業主は地方人を好み、従業員には縁
故者が多いのが共通で、事業主の出身地
から縁故を辿って雇入れており、ここ
に身元の保証と、頑健で従順な従業員を
得ようとしているのであろう。

狭い農漁村では、事業主は立志伝中の
人であり、その人が直接引取ってくれ
る、ことに始末に困る三、五男坊にいた
っては、親にとって有難いものであらう
から、主人に対する心掛けについてい
い含めることも一通りではなからう。

それゆえ、こうした採用方法を探って

い子ばかりで」と、世間でいわれるよう
は青年の悪い面を否定し、「一方そこで働
く年少者は希望や意見を述べることを好
まない。これに対し、現地で雇い入れて
いるところでは「最近の教育がそんな
だから」と道徳教育を望んでおり、一方
働いている者は現状に批判的である。

このように、表面的には徐々に変りつ
つあるけれども、矢張り長年の間におろ
した根はなかなか強いようである。

三 労働条件について

(イ) 労働時間

営業時間を拘束時間とし、これを要則
的な休憩時間等で、実働八時間に合わせ
ようとする努力の跡はみえるけれども、
ここに住込店員は開店準備と、閉店後の
雑用で実質的には二―三時間多く働いて
いるといえる。

そのためでもあるうか、通勤者よりは
実質賃金はよくしているようである。

(ロ) 休憩時間

昼食時に一時間というのが多いが、実
際には、はっきり休憩としての自由な時
間でなく、「客のないときが休憩であり、
これには制限がない」という業者の言葉
の通りであるのが多い。この点、年少者
は、例外なく不満で、「せめて三十分で
もよいから休憩時間がほしい」と訴えて
いる。

彼等にしてみれば、何もしていなくて

も店に在るだけで、気づまりなのあって、キャッチボールでもできる時間が欲しいのである。もちろん工業部門のようににはゆかないとしても、昼食時は閑散時であるから、工夫のつかないことはあるまい。このようなささやかな要求も、年少者は口に出すことができないでいる。何かに外に排け口を求めようとして、御用聞き・配達中途での油売りの風景ともなるのではなからうか。

給丑、〇〇〇円以上であり、食費として三、〇〇〇円程度差し引きしているのが多い。

昔は食事付で、店員としての体面を保ち得る最少限度の衣類・日用品を支給する、いわゆる「シキセでいくら」の賃金であつたが、今はほとんど割り切つて、実物供与もないようである。

(四) 退職金について

ここにやはり業種としての特徴が見られ、解雇のしようによれば、事業主の意志に反して辞めて行く者への一種の懲罰的な含みがあると受け取られる。しかも労働組合もなく、内規として定められたものであつて、果たして従業員のすべてが、退職金制度があることを知っているかどうかも疑わしいところもある。

「あつたら」といひ、小さい子供にまで
べいこらしなければならぬといふのは、あま
りにも自分が惨めだと思ふといふのである。
こうした感情は恐ろしいもので多感
な年頃であるだけに、一歩誤ると憎し
みに變り、犯罪にすらなる場合もある。
同居する場合の、家族の態度の如何は
大切なことである。

い。休日休暇

企業規模が比較的大きなものは、毎目曜日を休日とし、当番を置いているが、小さくなると月二回、それも交替制となっている。

「作らなければならぬとは思っているが、まだそこまでは」というのが多く、退職者が出たときには勤続年数や執務成績によって餞別として与える。この場合与えられない場合も起こり得るし、その

これはどの事業所でも否定しており、一部に長年勤続した者には、独立するときに援助しなければなるまいとしているのもあったが、制度、或るいは条件といふ

間は楽天地であるという。しかし、誰の目もとどかない処に、何人かの若い男が自由な時間をもっていることは、先輩の人柄などによる影響も考えられる。

引かないのだから、年次有給休暇の必要はないではないか」という解釈をしていくものもある。これが最少限度の人員に押さえるための方便であつたり、店員に権利として休暇を取られるよりも、店の都合の良いときに別の意図をもつて与えることの方が得策であるとする考えからならば、改めようとしなくてもあるうから適切な指導を必要とするだろう。

制度として持っているものは、二、三の例しかないもので、多くはいえないが、いずれの場合も案外支給率の良いに驚き、支給制限の内容をみてがっかりする。勤続一年につき月収一か月からスタートして逓増している支給率は、工業部門では中以上の好条件で、大阪でも数える程しかあるまい。ところが、そのあとが、悪く、全額支給は会社都合による解雇

三 住込店員のその他の問題点

(イ) 事業主及びその家族と同居する場合

調査の際は、一応、うまくいっていろいろと答えるが、具体的に聞いてみると、事際にはやはり、いろいろの不満を訴える。

その不満の最も大きなものは、事業主の主婦の冷い目や、小さい子供にまで馬鹿

質問が無理なのか、ほとんどの年少者が関心を持っていない。もっぱら娯楽面に向けられていて、新聞は三面記事、ラジオは劇・歌謡曲を主に聞くということがある。休日には例外なく映画を見に行く。それも一日に二館、三館も廻るものもある。映画は最大の娯楽として切離せないものになっている。その映画が、下劣な肉体ものが多くなっているのだ、この

賃金は、工員に相当する者、或るいは通勤の女子に日給制が見られるが、住込店員は例外なく月給制で、食事別、初任

自己都合に至つては勤続二年未満は零、二年以上は勤続年数に拘わらず三〇％に

主人はいくばつとかわたす。さうと云
にしないものでも、主婦の小言は余程と
たえるようで、「奥さんにもっと理解が

為政者とも真剣に考えてもらわなければならないと深く考をさせられた。

資料室



中小企業退職金共同積立
制度の現況

何年間一生懸命働いても「のれん分け」の見込みもなく、といって、妻子を養うに足る収入はさらに望めない、これが、休日も少なく、そのうえ毎日長い労働時間に拘束されている当世の店員さんの実情である。商店ばかりではない。資本の蓄積もない零細な企業に働いている者は、低賃金に加えて、殆どが将来に対する何らの保障もされていない。なにもかも、ないないづくしの商店や小企業では、学校で労働基準法を学び、新しい労働関係について講話を受けてきたばかりの年少者達は、落ち着いて働き、腕を磨こうという意欲も湧いてこない。そして有能な若い者は商店や小企業に働くことを望まなくなる。現に最近の求人難は著しく、今後ますます発展しようとしている商店街などでは、集団求人によってこれに処しようとしている。しかし年少者たちは、労働条件のあいまいな、将来の見通しの不確かな話にはついてこない。いよいよ優良店員の確保と育成を真剣に、また具体的に考えなければならなくなっている。

中小企業退職金共同積立制度は、このような状況の下に生れた。長い間働いた従業員にのれん分け、独立させてやりたくても、個々の使用者では、それだけの資金もなく、といって、計画的に積立をするだけの暇も事務能力もないところから、商店会、協同組合、あるいは商工会議所などが中心になって、退職金財源の共同積立組織をつくり始めたのである。現在までに全国で実施あるいは計画中のものは六〇〇集団余りであるが、比較的に詳細に、内容の判明している三三三件について、その概況を簡単に述べよう。

はじめこの制度が発足したのは、三十二年七月、宮城県石巻市の商店協同組合が、加盟二五事業所、従業員三〇五名を対象に、毎月事業主が給料の四〇%相当額の積立を開始したものである。同じ頃、松本、浜田の二市でも実施をみたが、現在実施中のものは三十二年（十四件）三十三年（十五件）に発足したものである。

この制度に参加している事業所は、商店が圧倒的に多く、大半を占め、製造業

サービス業がこれに次いでいる。また実際の企画運営については、商店会や協同組合で行っているものが半数で、特にこの制度の運営を主目的とする運営委員会や共済組合を持つところも十件を数える。その他は商工会議所が主体となっており、運営している（六件）。

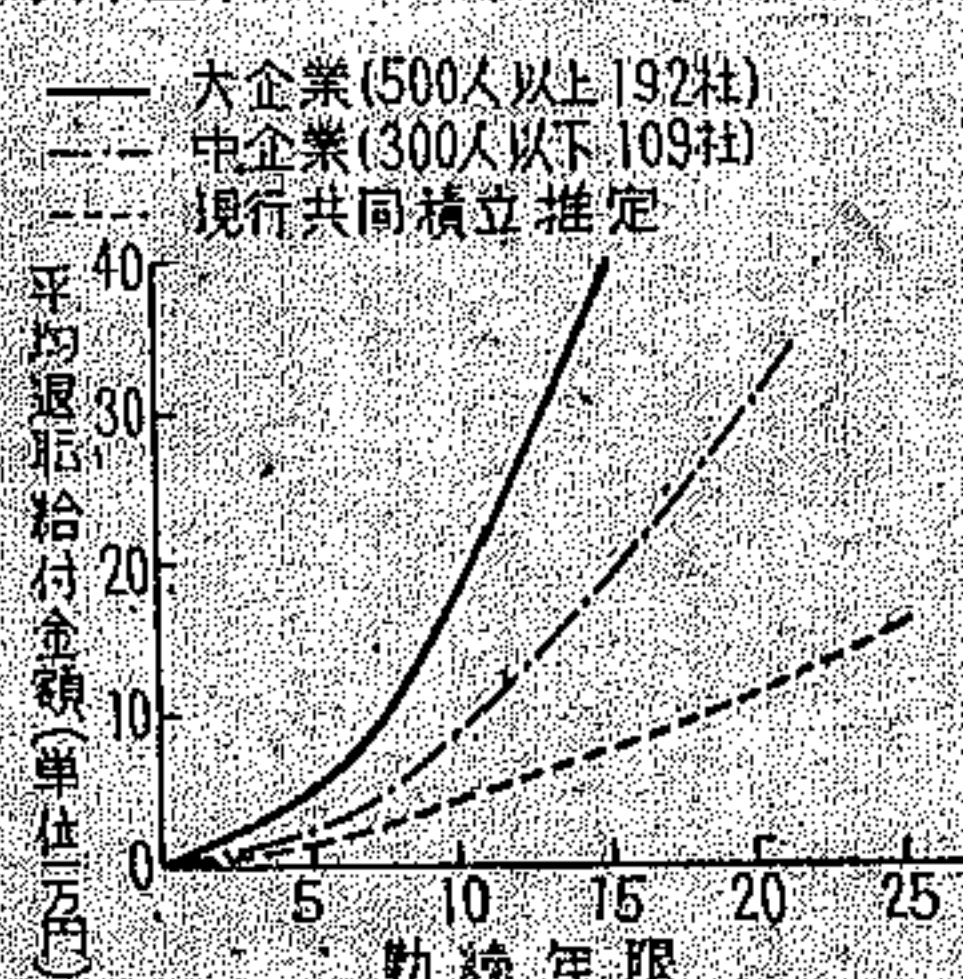
ところで、退職金財源の積立と、その管理方法はどうしているか。

積立金は事業主の負担であるが、合せて従業員が自由意志による拠出について規定しているものが半数以上である。事業主の積立月額、負担の程度は、①対象従業員の賃金月額（住宅の場合は食費相当額）の一定率を負担するものが三三件で、この内四割が十七件、残りは三割以下である。また②従業員数に応じ一人当りの一定額を負担するもの（五件）、③対象従業員の勤続年数に応じて負担額がきまってくるもの（三件）及び④任意額（一件）を負担するもの等がある。従業員自身の拠出は①事業主と同額（六件）、②月額賃金の一定率（二・四割）を定めているもの（四件）、③任意額（七件）及び④一定金額（二〇〇円、一件）のものがある。

積立金の管理方法は、事業主負担分は事業場ごとの預金通帳を作り、運営主体の代表者が、通帳の保管と引き出しの承認をするものが多い（二六件）。他は運営している（六件）。

最後に、退職金の支給について触れよう。前に述べたように、積立金額にも差異があるから、支給額は一律に論じられないので、推定ではあるが、図によっても、大・中企業のそれと比較していただ

大・中企業による退職給付額の開き



給される仕組になっているが、詳細については省く。本人の拠出分については、元利合計を随時任意に引き出せるようになっていることは、当然である。

資料は労働局福利課の調査による「中小企業退職金共同積立制度の概要（三三、六、一一）」



化繊操短に伴う女子の
離職状況について

化学繊維関係の事業においては、昨年来、操業短縮に関する通産省の勧告により生産の減少を図っていたが、就中、人絹糸の操短は、本年一月より五割に操短が強化され、これが女子労働者の雇用に及ぼす影響も極めて大きいものと考えられる。

そこで、婦人少年局では、昨年来、人絹糸の操短が女子の雇用に及ぼす影響について実情を把握してきたが、次に、昭和三十一年一月及び二月の女子離職者数、出身都府県、女子離職者の勤続年数及び年齢等の概要を紹介する。

（註）最近の繊維産業の不況については婦人少年局第六巻三三〇頁参照

一 離職人員

人絹糸関係会社で本年一月に離職した者は、五、九二一名、二月に離職した者は六五五名、あわせて六、五七六名となっている。そのうち女子が二、九二九名で、昭和三十一年一月末の人絹糸工場の労働

第1表 男女別離職者数

	32年11月現在 労働者数(a)	33年1月及 2月の離職者数(b)	(b) (a) × 100
男子	25,009人	3,647人	14.6%
女子	10,817	2,929	27.1
計	35,826	6,576	18.4

（注）離職者の中には32年12月末に一部離職した者を含む

女子離職者の最も多いのは、広島県で七十七名、宮崎の四二九名がこれに次いで多く、滋賀三一五名、愛媛二七〇名、福岡二六〇名、山口一三七名、岡山二八八名、京都二七名、新潟一〇七名の順に

女子離職者の最も多いのは、広島県で七十七名、宮崎の四二九名がこれに次いで多く、滋賀三一五名、愛媛二七〇名、福岡二六〇名、山口一三七名、岡山二八八名、京都二七名、新潟一〇七名の順に

女子離職者の最も多いのは、広島県で七十七名、宮崎の四二九名がこれに次いで多く、滋賀三一五名、愛媛二七〇名、福岡二六〇名、山口一三七名、岡山二八八名、京都二七名、新潟一〇七名の順に

第2表 工場別女子離職者数

工場	32年11月現在 労働者数(a)	33年1月及 2月の離職者数(b)	(b) (a) × 100
1	1,860	781	42.0%
2	1,850	736	39.8
3	733	243	33.2
4	1,084	326	30.1
5	1,031	223	21.6
6	1,320	232	17.6
7	661	101	15.3
8	1,139	172	15.1
9	411	46	11.2
10	728	69	9.5
計	10,817	2,929	27.1

いるものが多いため、退職金は支給しない工場が多く支給する場合も本人の希望により「再雇用を期待して本人が請求しない場合は支給を保留する」としている。退職金の支給については、その事例をあげて見ると、T繊維、中学卒業勤続五年で九三、四〇〇円、高校卒業勤続三年で六三、四〇〇円Sレイヨン、同中学卒業で四八、三六〇円、同高校卒業で四三、六五〇円であった。解雇予告手当については

・友人関係一年令、勤続、収入、性格等の差によっておこる問題は話し合いによって歩みよる。

・友人関係について
・友人関係一年令、勤続、収入、性格等の差によっておこる問題は話し合いによって歩みよる。

・友人関係一年令、勤続、収入、性格等の差によっておこる問題は話し合いによって歩みよる。

・友人関係一年令、勤続、収入、性格等の差によっておこる問題は話し合いによって歩みよる。

・友人関係一年令、勤続、収入、性格等の差によっておこる問題は話し合いによって歩みよる。

・友人関係一年令、勤続、収入、性格等の差によっておこる問題は話し合いによって歩みよる。

・友人関係一年令、勤続、収入、性格等の差によっておこる問題は話し合いによって歩みよる。

・友人関係一年令、勤続、収入、性格等の差によっておこる問題は話し合いによって歩みよる。

・友人関係一年令、勤続、収入、性格等の差によっておこる問題は話し合いによって歩みよる。

・友人関係一年令、勤続、収入、性格等の差によっておこる問題は話し合いによって歩みよる。

・友人関係一年令、勤続、収入、性格等の差によっておこる問題は話し合いによって歩みよる。

・友人関係一年令、勤続、収入、性格等の差によっておこる問題は話し合いによって歩みよる。

・友人関係一年令、勤続、収入、性格等の差によっておこる問題は話し合いによって歩みよる。

・友人関係一年令、勤続、収入、性格等の差によっておこる問題は話し合いによって歩みよる。

・友人関係一年令、勤続、収入、性格等の差によっておこる問題は話し合いによって歩みよる。

・友人関係一年令、勤続、収入、性格等の差によっておこる問題は話し合いによって歩みよる。

・友人関係一年令、勤続、収入、性格等の差によっておこる問題は話し合いによって歩みよる。

・友人関係一年令、勤続、収入、性格等の差によっておこる問題は話し合いによって歩みよる。

・友人関係一年令、勤続、収入、性格等の差によっておこる問題は話し合いによって歩みよる。

・友人関係一年令、勤続、収入、性格等の差によっておこる問題は話し合いによって歩みよる。

第3表 出身都府県別女子離職者数

出身都府県別	福井	滋賀	京都	岡山	広島	山口	愛媛	宮崎	計
北海道									
青森県									
岩手県									
宮城県									
秋田県									
山形県									
福島県									
茨城県									
栃木県									
群馬県									
埼玉県									
千葉県									
東京都									
神奈川県									
新潟県									
富山県									
石川県									
福井県									
岐阜県									
静岡県									
愛知県									
三重県									
滋賀県									
京都府									
大阪府									
兵庫県									
奈良県									
和歌山県									
鳥取県									
徳島県									
香川県									
高松市									
愛媛県									
高知県									
福岡県									
佐賀県									
大分県									
熊本県									
鹿児島県									
沖縄県									
計	326	736	69	147	781	172	243	455	2,929

第4表 勤続年数別離職者数

勤続年数	人員	離職者のうち占める割合
1年未満	35	1.1%
1年以上3年未満	258	8.7
3年以上5年未満	402	13.7
5年以上10年未満	1807	61.7
10年以上	427	14.8
計	2929	100.0

第5表 年齢階層別離職者数

年齢階層別	人員	離職者のうち占める割合
18才未満	110	3.8%
18才以上20才未満	319	10.9%
20才以上25才未満	1320	45.1%
25才以上30才未満	862	29.4%
30才以上	318	10.8%
計	2929	100.0%

平均賃金の三〇
日分乃至三日
分を支給して
おる。離職者
の他の支給事
例を見ると次
の通りである。
一、帰郷旅費と
して交通費実
費及び五〇〇
円を支給する
二、帰郷旅費と
して交通費実
費及び五〇〇
円を支給する
三、離職により
帰郷する者に
対しては必要
な交通費実費
及び帰郷旅費
として交通費
実費及び五〇
円を支給する
四、帰郷旅費と
して交通費実
費及び五〇〇
円を支給する
五、帰郷旅費と
して交通費実
費及び五〇〇
円を支給する
六、五に同じ

（第3表注）
1、調査対象10工場のうち
岡山、宮崎は各2工場、他
の府県は1工場である。
2、（ ）内の数字は工場
の所在する県別出身者を示
す。

婦人界の動き

(四月十六日、五月三十一日)

【四月】
十六日 「母子福祉資金の貸付等に関する法律」の一部改正法が国会を通過成立した。今回の改正は次の五点である。
① 生業資金貸付金額の枠を十万円に引上げる。
② 高校、大学、実地修練に就学中は、修学資金の返済を猶予する。
③ 修業資金の貸付を受けている児童が満二十歳に達したのも、二年間を限度とし継続して貸付けることができる。
④ 都道府県は、急を要する場合に児童福祉審議会の意見を聞かずに貸付けることができる。
⑤ 連約金の延滞利息を百円につき日歩三銭に引下げる。

なお同改正法には、第二種公営住宅の母子家庭優先的入居、低家賃住宅対策をはじめ、母子家庭に対する相談指導の機構の充実強化、経費の確保、及び母子年金制度の早期実施を政府に要望する附帯決議がなされている。

十九日、二十日 第三回「はたらく婦人の中央集会」が、最低賃金制を確立しよう、権利を守りましよう、平和を守りましよう、婦人はみんな団結しようのスローガンのもとに、二日間にわたり東京で開催された。主催は、第三回はたらく婦人の中

央集会準備会(労働婦人、婦人団体など八十五団体で組織したもの)で、全国各地の職場婦人約二千名が参加。第一日は、職場での地位を高め、首切りをなくすためには、働く婦人と主婦が手をつなぐには、などの八分科会、十五会場に分かれ討論。第二日目は、杉並公会堂で、分科会報告及び全体討論を行った。

十九日 売春婦に対し、懲役にかえ補導処分を行うこととする「売春防止法の一部を改正する法律」並びに、補導処分を受けた婦人を収容補導する施設、すなわち婦人補導院に必要な事項を規定した「婦人補導院法」の二法案が国会を通過成立した。売春婦の補導処分については、昭和三十一年売春防止法が成立する際、附帯決議されていたものである。

なお今回も、衆参法務委員会から、補導処分制度の運用に関し裁判所調査官制度の調査検討をすみやかに行う必要のあることが附帯決議された。

十九日 画家丸木俊子氏が「ソビエト婦人賞」を受賞した。同賞は、ソ連の婦人雑誌「ソビエト婦人」が、毎年、国際婦人デーを記念して、一か年を通し同誌に掲載された優秀作品に対し賞金を贈っているもので、本年度は四名に授賞している。なお、同女史の受賞には、紀行文「アムステルダム」が対象となっている。

二十二日 国会解散の機運にあたり、大衆婦人協会、東京都地域婦人団体連盟、日本キリスト教女子青年会、日本キリスト教婦人矯風会、日本婦人平和協会、婦人同盟会、日本婦人有権者同盟の七婦人団体が、衆議院議長に「衆議院議員の国会出席率公表に関する要望書」を提出した。また、自治庁長官に対して、公明選挙の徹底のためあらゆる面での公平な取締りを強化してほしいと要望書をおくった。

二十二日 主婦連合会(会長奥むめお氏)では、衆議院法務委員会審議中の「お年玉つき郵便葉書の発売に関する法律の一部を改正する法律案」に、寄附金の一部を郵政職員に保護、保護にあてるという修正がなされ、同院本会議で修正どおり議決される運びとなったことに反対。職員の保護、保護を目的とするものは、別途予算で考慮すべきであるとの声明書を衆参委員長に提出した。なお同法案は、二十三日衆議院を通過したが、参議院で審議未了、廃案となった。

二十三日 日雇労働の婦人に、出産手当を支給することをもちこんでいる「日雇労働者健康保険法の一部を改正する法律」が成立した。出産手当は次のとおりである。①被保険者が分べんした場合、分べんの日から十四日間、出産手当金を支給する。②分べん前四か月間に二十八日以上納めている保険

料の等級に応じ、一日につき二百円又は百四十円支給。但し、被扶養者がなく、しかも病院又は診療所に収容されているときには、これを百三十円又は九十円とする。

二十五日 売春防止法並びに婦人補導院法の実施に関連のある「法務省設置法の一部を改正する法律案」について、さきに婦人団体が審議の促進を要望、陳情していたが、国会最終日に至り漸く通過成立した。これにより、法務省の附属機関として「婦人補導院」が新設されることになった。

二十六日 「日本婦人科学者の会」が誕生。東京神田の学士会館で発会式を行い約五十名の婦人科学者が参加した。わが国には婦人の自然科学研究者が約千名いるが、互いにはげましくあいながら、ともに科学の発展に精進し世界平和に奉仕しようという趣旨によって設立されたもので、代表幹事に国立栄養研究所の佐々木理恵子氏が就任した。

【五月】
二日 売春対策国民協議会では、来る総選挙にあたり、自由民主党が発表した準公認立候補者中、売春汚職に關係のある前議員が含まれていると、同党総裁、幹事長、婦人局長にあって「自由民主党の公認、準公認候補補選について要望書」をおくった。

七日 衆議院総選挙立候補届出が締切られたが、九百五十一名の立候補者中、

婦人は十九名であった。なお、婦人立候補者の党派別は、自由民主党五名、日本社会党十一名、無所属三名である。

九日 日本婦人有権者同盟(会長藤田たき氏)では、総選挙にあたり、全候補者へ①恩赦法改正の賛否、②憲法改正の賛否、③婦人の子供のための政策のアンケートを送る。都内の立候補者については選挙前に回答をまとめ公表したが、さらに当選者の回答についても六月初旬までにまとめ、公約の実現に働きかけることとしている。

なお、全国地域婦人団体連絡協議会(理事長山崎しげり氏)でも、全候補者に同様のアンケートを行った。

十一日 お母さんの日頃の労苦をねぎらい、感謝をささげる「母の日」の行事が全国各地で開催された。

十二、十九、二十六日 労働省婦人少年局では、現在の働く婦人の問題点はどういうものか、労働、賃金、使、有識者と研究して婦人労働行政の参考にするために、「婦人労働問題研究会」を開いた。今回は特に賃金問題に焦点を絞って行った。

二十二日 第二十八回衆議院議員選挙が行われた。立候補者総数は九五一一人うち婦人一九人で、婦人の当選者数は一人であった。婦人の当選率は戦後最高である。自治庁発表によると、投票率は七六・九%でこれも戦後最高を示し前回三十年二月の総選挙の投票率を

一・一五%上回ったが、これは女子の投票率が大幅にふえたからである。

三十一日 日本子どもを守る会主催の第一回「子どもを守る健康会議」が、医師、保健婦、教師、父母など約二〇〇人参加のもとに東京で開催された。①事故死について、②疫病について、③性教育について、以上三つのテーマでの話し合いから、子どもの健康を守ること、まずおとなの責任と注意が大切だという結論が出た。

三十一日 ユネスコ(国際連合教育科学文化機構)の民間運動が日本でも発足して十年になるので、ユネスコ運動十周年記念全国大会が仙台市で開催された。

①マスコムの教養に及ぼす影響、②これからの女性には幸福になれるか、を議題として討論されたが、特に女性に焦点をおいて議題が出されたのは、今回はじめてである。

【六月】
一日 日本ユネスコ協会連盟は、第八回通常総会を仙台市で開き、新年度事業計画並に定款の一部変更に関する決議を行った。

一日 第六回子どもを守る会総会が東京で開かれた。①組織について、②他団体との関係について、③仕事の内容について、の三つの分科会に分かれて話しあった。

一日、五日 国際民主婦人連盟主催の「第四回世界婦人集会」が、六七か国

の代表の参加によってオーストリアのウィーンで開かれた。日本からも加盟団体連合会の会長藤間加栄氏ら十二人の代表が参加した。集会の最大の目的は平和を守るよびかけをすること。で、「生活を守る」「権利を守る」の分科会でも、原水爆禁止、放射能害、男女同権など平和な生活をおびやかす問題が中心にとりあげられた。

四日 北海道主婦会連絡協議会(略称道主婦協)が結成され、札幌市で結成大会を開いた。この会は、全道労働に加盟しているか、またはその影響下ににある労働組合に加盟している主婦会又は家族会が構成され、炭婦協、国鉄、全通、紙労連などおよそ二〇単産の主婦一〇万人が会員である。主婦会の連合体として全国ではじめてのものである。

四、五日 全国地域婦人団体連絡協議会では、本年度総会を石川県片山津で開いた。第一日は年次理事会で、山崎会長が再選された。第二日は出席者約二〇〇人が研究協議会を開き、地域婦人団体における経済活動、教育活動、政治活動について討議、申合せを行った。

なお、岩手、秋田、福井の新加盟県を加え、加盟団体は三八都道府県となった。

七日 社会保障制度審議会は総会で国民年金制度についての答申案を決めた。これは、老齢、障害、母子の三本立て、

無職出制の老齢年金を三十五年一月から、母子および障害は同年四月から七月の間、無職出制の老齢、母子、障害の各年金は三十七年一月からとそれぞれの実施時期をきめている。年金額は無職出制で老人(六五歳)月額三、五〇〇円程度、母子月額二、二五〇円程度となっている。厚生省では八月中旬までに厚生省原案を作成、十月末政府案を決定の予定で、明年早々の通常国会に国民年金法案の形で提案の段取りである。

七日 第二六国会で成立した環境衛生営業の適正化に関する法律に基いて中央適正化審議会が設置され、その第二回の審議会が開かれた。委員には、関係行政機関職員六名、学識経験者七名、業界代表六名、消費者代表として主婦連会長山崎しげり、全国社会福祉協議会連合会理事、地婦連社会福祉部長齋庭元、主婦連副会長長春野ツル子の婦人の三氏が加わっている。

十四日、十六日 東京都教育委員会と学校保健会の主催で三十三年度関東甲信越静学校保健会が開かれ、一部一〇〇人の学校保健関係者約一、五〇〇人が参加した。東京、静岡、群馬から「学校管理下における児童生徒の災害補償の立法化」が議題として出され、これまでに殆んど父兄負担であった校内での子供のけがの治療費を公費負担とするよう関係方面に要望することとなった。

年少労働者の福祉増進実施要領 (昭和三十三年五月十日)

一、趣 旨
中小企業における年少労働者については、労働条件、労働環境の低位性に加え、福祉施設の貧困な現況に鑑み、これが福祉の増進を図るための段階的な実施方針として、中小企業協同組合その他の中小企業団体（以下「中小企業団体」という。）において、自主的に年少労働者の福祉の改善向上が漸次行われているので、先ず、これを助長育成して、地域的に、中小企業に働く年少労働者の福祉の増進を図るものとする。

二、実施対象の中小企業団体
本要領において、実施の対象とする中小企業団体は、当分の間、次に掲げるものとする。

1、都市地域における問屋連盟、商店連合会等の中小企業団体
2、中小企業協同組合で、生産地において地域的に同業種の企業の密集しているもの
三、年少労働者の福祉増進を促進するための懇談会の開催
婦人少年室長は、中小企業に働く年少労働者の福祉増進の機運を醸成するため前項の中小企業団体の所在する地域において、婦人少年室協働員の協力を得て、懇談会を随時開催するものとする。

懇談会には、労働基準監督署、公共職業安定所等の労働行政機関、商工指導機関ら年少労働者の福祉について、深い関心

四、年少労働者福祉増進連絡協議会の設置
婦人少年室長は、年少労働者の福祉増進の機運が醸成された場合は、当該地域における年少労働者の福祉を促進するに ついて、その具体的な実施内容、実施方法等について協議するため、年少労働者福祉増進連絡協議会（以下「連絡協議会」という。）の設置を勧奨するものとする。

連絡協議会の主たる構成は、概ね次に掲げるものとする。

1、婦人少年室協働員
2、事業主の代表者（大企業の代表者を含む）
3、労働者の代表者（大企業の労働組合の代表者を含む）
4、商工指導団体の代表者
5、中小企業団体の代表者
6、教育関係者
7、婦人団体の代表者
8、事業主の主婦の代表者

五、年少労働者福祉員の設置
婦人少年室長は、中小企業団体の中から年少労働者の福祉について、深い関心

と理解を持ち実行力に富む者を、当該団体における年少労働者福祉員としておくことを勧奨するものとする。

六、年少労働者福祉員の業務
年少労働者福祉員は、年少労働者に関する次の事項について、中小企業の当該団体に参加している事業主に対して協力援助するものとし、且つ、前項の連絡協議会に参加するものとする。

1、余暇善用に関すること
2、保健衛生に関すること

七、年少労働者福祉員に対する協力援助
婦人少年室長及び婦人少年室協働員は年少労働者福祉員の行う業務について協力援助するものとする。

三、生活相談に関すること
4、一般教養及び教育に関すること
5、労働条件、労働環境及び職場における人間関係に関すること
6、その他年少労働者の福祉に関すること

八、年少労働者福祉員に対する協力援助
婦人少年室長及び婦人少年室協働員は年少労働者福祉員の行う業務について協力援助するものとする。

九、教育関係
教育委員会、学校、PTA
職業安定所
職業安定所指導課、公共職業安定所
職業問題専門家
報道機関、新聞、ラジオ等
ホ、女子の学生、生徒
ハ、女子の新規卒就業者
ヘ、女子の新規卒就業者
六、会議内容 女子の学生、生徒に対する指導、援助について関係各方面が、それぞれの担当分野において実施することのできる具体的方法について連絡協議する。

七、資料 (1) インフォメーションシート「婦人労働」(2) 戦後の働く婦人の動き一九五五年国勢調査結果を中心として (3) 資格を要する婦人の職業案内 (七月到着の見込み)

女子の就業者数と完全失業者数 (1958年2月) 一人一か月平均現金給与総額 (1958年2月)

産業別	女子	男子	女子に占める割合	男子に占める割合	女子の平均給与	男子の平均給与
	万人	万人	%	%	円	円
総数	1,596	2,469	39.3	60.7	9,066	20,723
自営業者	259	758	25.5	31.5	8,523	20,615
家族従業者	762	353	68.3	14.4	8,083	20,476
雇用者	574	1,357	29.7	56.9	9,923	20,436
農林業	12	34	26.1	2.5	13,718	26,416
漁業及び水産養殖業	* 2	15	12.5	0.3	9,906	22,931
鉱業	* 5	46	9.8	0.9	12,158	21,765
建設業	25	144	14.8	4.4	14,732	25,925
製造業	201	472	29.9	35.0	7,346	16,035
卸売、小売、金融、保険、運輸、公益事業	129	210	38.1	22.5		
サービス業務	26	175	12.9	4.5		
その他	158	165	48.8	27.5		
完全失業者	20	36	35.0	1.5		

注 1) * 印の数字は特に誤差率の大きいから注意して使用のこと。
2) 統計表の数字はすべて調査結果の実数に推計乗数を乗じたものの内訳の合計に必ずしも一致しない。一総理府統計局労働力調査一

婦人少年局ニュース

○婦人少年局人事移動
六月七日付（括弧内は旧所属）
（婦人少年局婦人労働課）
労働事務官 玉井 英子
山梨婦人少年室長を命ずる

○昭和三十三年全国婦人少年室長事務打合せ
婦人少年局では、例年のとおり、全国婦人少年室長事務打合せを、六月二十六、二十七日の両日、竹橋会議室において開催、倉石労働大臣、谷野局長の訓示ののち、各課長の説明があり、活潑な質疑応答が行われた。

原稿募集

各地の婦人少年室を始め婦人少年若者に関係ある諸機関の事実にもとづいた活動状況や実情のレポートをお待ちしています。

一、内容
○婦人少年室その他の関係機関の活動
○婦人少年室協働員のレポート
○地方で起った婦人少年若者に関する諸問題（いすれもなるべく具体的に）
（但しまとまった研究物はこの限りではありません）

一、必ず原稿用紙を用いること
一、締切 毎月五日
一、掲載の分には謝辞を呈します
一、送り先 本誌編集部

○平林会長から通信

本会会長平林たい子氏は四月中旬、アジア文化財団の招待で、内地文子氏とともに渡米したが、五月二十七日付ニューヨークから次のようなたよりがあった。「ニューヨークに辿りつき、あちこち歩いていますが、ミューゼアム以外、あまり見る所はありません。自由の女神をハドソン河口で眺めましたが大味でした。東京は選挙の興奮のさめたところで、さぞかし、多事であろうと思います。旅に出ていけば呑気ですが、故国とのつながりは切れません。三日後にワシントンに行きます。」

なお平林会長は、六月中旬までアメリカを視察、フランスに渡り、欧州の二、三の国を訪問し、内地氏とともに七月中旬帰国の予定である。

婦人少年協会の発行所

昭和三十三年七月一日 印刷
昭和三十三年七月五日 発行

第六巻第七号
通巻五十九号

定価 五十円 千四百円

編集人 久米 愛子
発行人 平林たい子
印刷人 石井 完一
（日本職業指導協会内）
東京都千代田区神田一ツ橋一ノ二

発行所 婦人少年協会
電話九段（四三）九五九七
板橋口座東京一〇七九一四

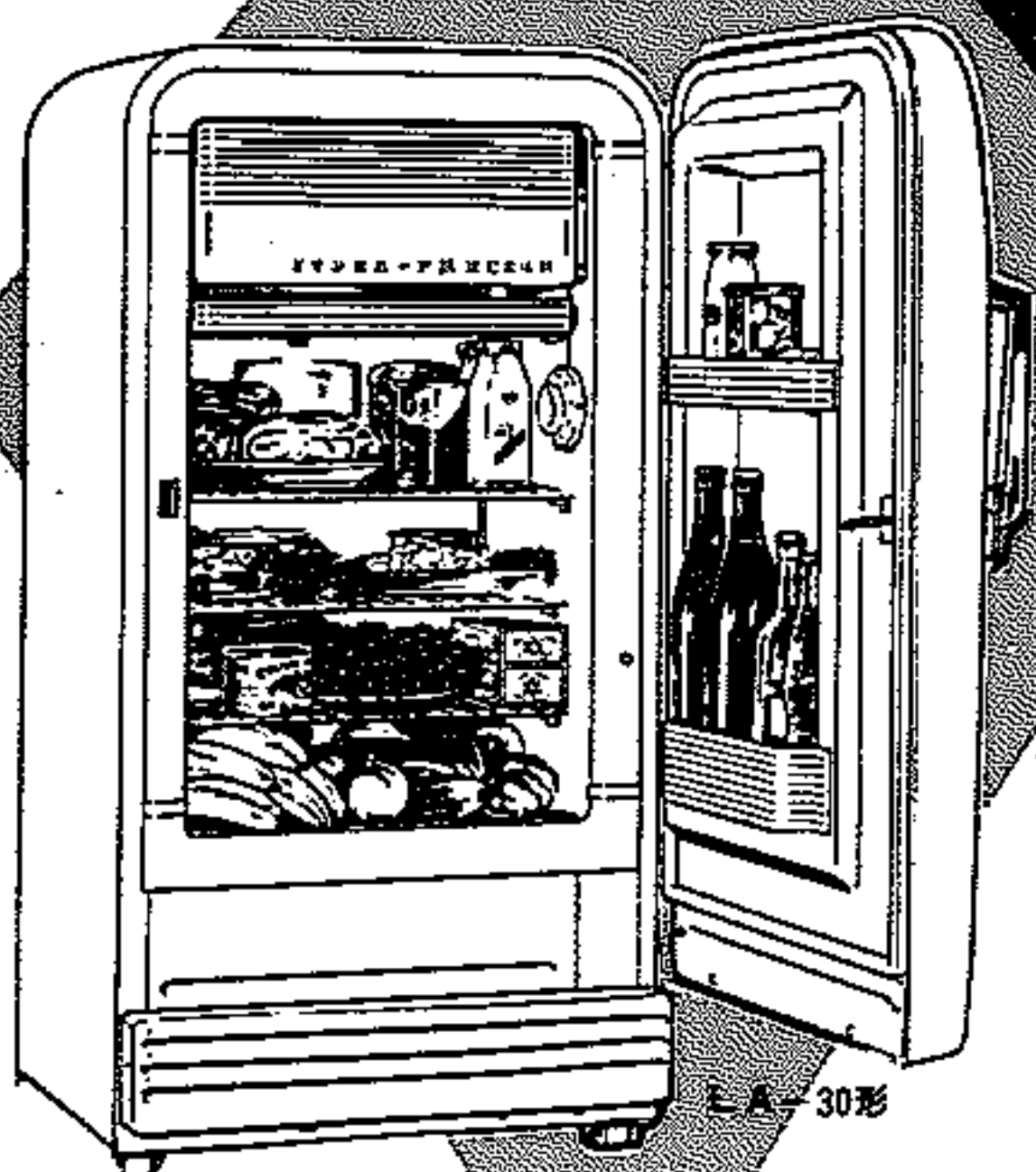
電化で築く家庭の幸福



冷蔵庫の決定版

日立電気冷蔵庫

ヒタチデンキレイゾウコ



5ヶ年間品質保証

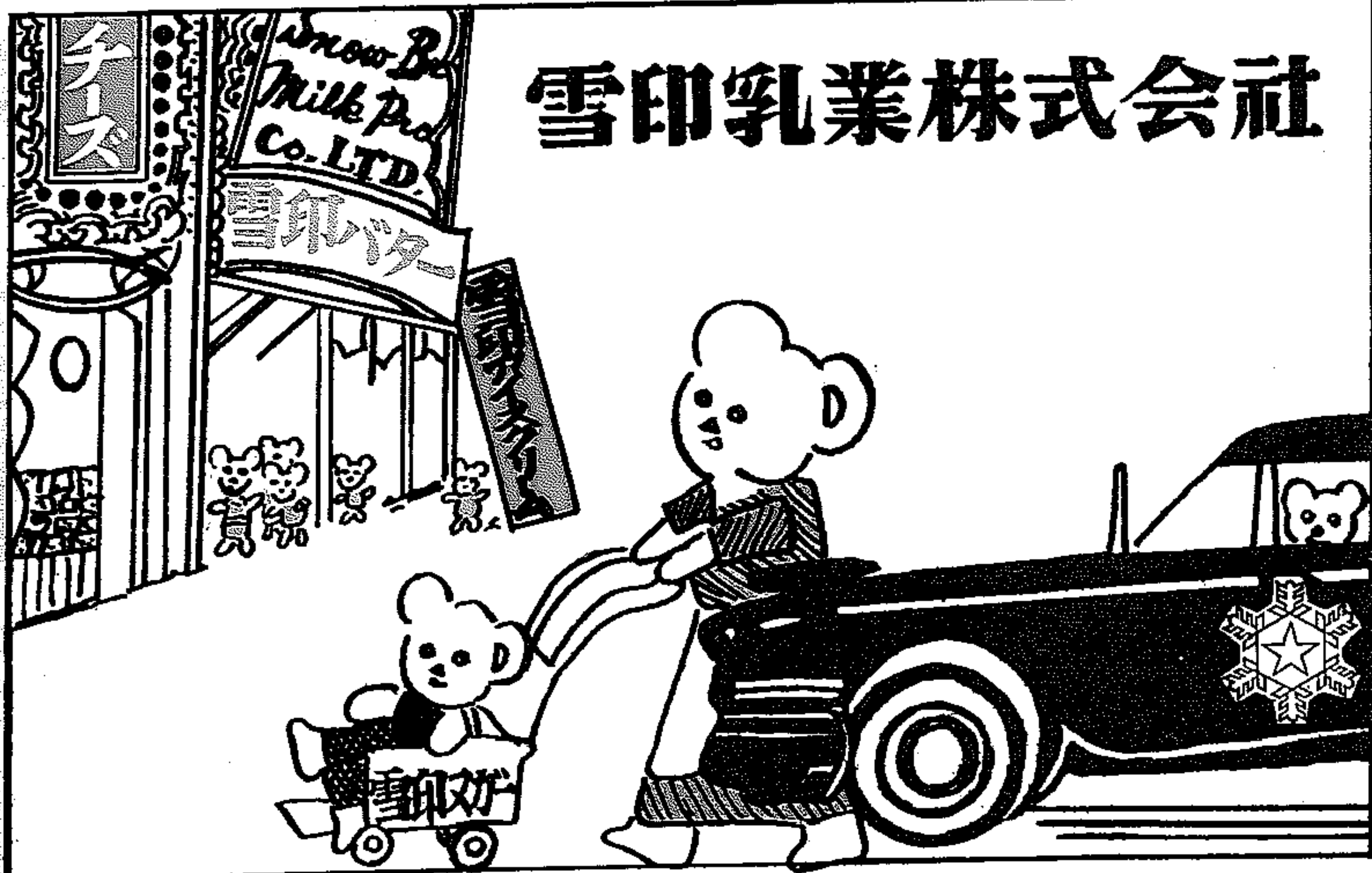
(LA-25型2.4立方呎) 現金正価57,500円より
(9.2立方呎) まで各種あります

日立家庭電器販売株式会社 日立製作所

庫内温度はいつも一定
裏側に便利なドアポケット
ぞんざいに使ってもこわれぬ把手
色つき冷蔵庫もあります(ブルー・グリーン)
冷凍室が広いので角氷が沢山出来る
起動時の電圧が八〇ボルトに下っても使用可能
運転率が最良なので経済的
電球が内蔵型の庫内灯
力の強い日立モートル使用
棚面積が広いのでご使用に便利
表面温度分布の一樣なアルミシートの蒸発器

Y-01

雪印乳業株式会社



昭和二十八年五月三十日第三種郵便認可(毎月一回五日発行)

婦人・青少年

定価五〇円(送料別)